

第10章 地方農政局

第1節 地方農政局の強化

1 機構及び定員

地方農政局は、地域性の大きい農業や農村等の実態を迅速かつ的確に把握し、食料の安定供給を始めとする食料・農業・農村基本法の理念の実現に向けた施策を地域の実情に即して実施している。

地方農政局における機構及び定員についても、当該理念の早期実現を果たすため、本省とあわせた組織再編を実施（平成15年7月1日）するなど、行政需要や緊急性の高い分野に重点を置いた整備を行った。

組織再編では、消費者に軸足を置いた消費者行政及びリスク管理業務の強化、情報の受発信業務の強化等を図るため、次長を2人体制（東海農政局を除く。）とし、新たに企画調整室、総務部情報推進課、消費・安全部及び食糧部を設置した。また、旧食糧事務所は廃止され地方農政事務所として地方農政局の分掌機関として編入し、統計情報事務所とその出張所は統計・情報センターとして改組した。（表1）

定員については、これまで外局組織であった旧食糧事務所が地方農政局に編入されたこと等に伴って、前年度比7,725人増の18,343人と大幅な強化がされた。

（表2）

なお、国営土地改良事業所等については、平成14年度末までに、事業の着手に伴う2事業所等の新設、完了に伴う8事業所の廃止がされたところである。

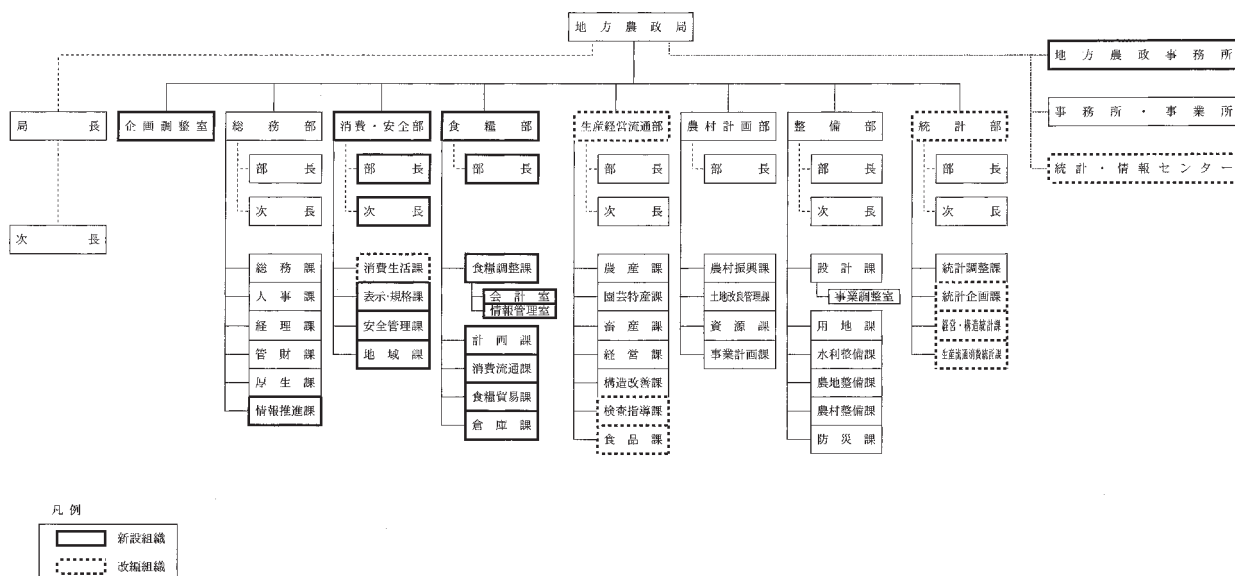
（表3）

2 委譲補助金

農林水産省所管の補助金等については、全国段階の団体に対する補助金、緊急的に対処する補助金等の一部のものを除き、平成13年4月13日農林水産省告示第536号をもってその交付事務を地方農政局長に委譲している。

地方農政局長に交付事務を委譲した補助金等の額（一般会計）は、平成15年度においては684億円であり、これを本省各局別に見ると表4のとおりである。

表1 地方農政局（本局）の組織図



注1：次長は2人（東海にあっては1人）

注2：消費・安全部次長は3局（関東、近畿、九州）に設置

注3：食糧貿易課は2局（東北、東海）、倉庫課は1局（東海）に設置

注4：各地方農政局の地域課の設置数は4課（関東、北陸、近畿にあっては3課）

表2 定員関係

組 織 等	13.1.5	12年度末	13年度末	14年度末	15年度末
地方農政局(本局)	2,874人	2,870人	2,858人	2,849人	4,233人
地方農政事務所					6,434人
統計情報事務所・出張所	4,693人	4,691人	4,640人	4,578人	
統計・情報センター					4,506人
海岸事業	45人	45人	43人	38人	38人
地すべり対策事業	81人	81人	77人	76人	76人
国営土地改良事業特別会計	3,119人	3,117人	3,093人	3,077人	3,056人
地方農政局計	10,812人	10,804人	10,711人	10,618人	18,343人

※組織再編(H15.7.1)により、平成15年度から地方農政事務所及び統計・情報センター(旧統計情報事務所・出張所)を設置。

表3 15年度に新設または廃止した事業(事務)所

地方農政局	新設事業(事務)所	廃止事業(事務)所
東 北		八戸平原開拓建設事業所 山元農地整備事業所
関 東		芳賀台地農業水利事業所
北 陸		苗場農地整備事業所
近 畿	大和紀伊平野農業水利事務所	大和高原開拓建設事業所 丹後開拓建設事業所
中国四国		大山山麓開拓建設事業所
九 州	肝属中部農業水利事業所	肝属土地改良建設事業所 北松農地整備事業所 上場農業水利事業所

表4 平成15年度地方農政局委譲補助金実績表

(単位:千円)

	平成15年度農業関係補助金等の額			左のうち、地方農政局へ交付 事務を委譲した補助金等の額		
	非 公 共	公 共	計	非 公 共	公 共	計
総合食料局	4,841,399		4,841,399	3,535,570		3,535,570
生産局	160,372,928	11,532,160	171,905,088	31,416,647	11,532,160	42,948,807
経営局	268,511,673		268,511,673	6,629,735		6,629,735
農村振興局	64,161,533	567,892,387	632,053,920	76,998,143	554,156,298	631,154,441
計	497,887,533	579,424,547	1,077,312,080	118,580,095	565,688,458	684,268,553

第2節 地域農政の推進

1 東北農政局

(1) 地域及び農家経済の動向

ア 地域経済

平成15年の東北経済を主要経済指標でみると、鉱工業生産指数は15年後半からの米国や中国をはじめとする世界経済の回復に伴い、情報化関連財を中心に生産が持ち直し、年間では102.8%（前年比109.0

%）と3年ぶりに上昇した。出荷指数も109.5%（前年比109.8%）と3年ぶりに上昇した。

イ 農家経済

平成15年の農業経営動向は、冷害により米の生産量が大幅に減少したものの、自主流通米等の高騰により農業粗収益は338万円で、前年に比べて3.8%、農業所得は106万円で、前年に比べて9.4%それぞれ増加した。農外所得は景気の低迷で労賃、俸給等が減少したことから408万円で、前年に比べて5.7%減少した。

また、年金被贈等の収入は、高齢化による年金の

増加と、冷害による農業共済金の受取金が大きく増加したことから233万円で、前年に比べて9.3%増加した。

このことから、農業所得及び農外所得に年金被贈等の収入を加えた農家総所得は747万円で、前年に比べて0.6%増加した。

(2) 農業生産の動向

ア 水稻

平成15年産水稻の作付面積は、前年産に比べ6,500ha減少し、42万8,700haとなった。品種別作付面積は、「ひとめぼれ」、「あきたこまち」、「コシヒカリ」の順となっている。

生育期間中の天候は、6月下旬後半以降低温・日照不足で経過し、生育が遅れたことから出穂最盛期は8月14日となり平年に比べて7日遅れた。穂数は、平年に比べてやや多くなったものの、1穂当たりもみ数及び全もみ数は平年に比べてやや少なくなった。登熟は、幼穂形成期、減数分裂期及び出穂開花期に低温・日照不足となり、太平洋側を中心に不稔もみが多発したことから不良となった。刈取最盛期は、出穂及び登熟の遅れにより平年より8日遅い10月11日となった。

以上のことから、10a当たり収量は444kg(作況指数80)となり、収穫量は、190万3千tとなった。

品質については、冷害等による充実度不足及び斑点米カメムシ類による着色粒の混入等により、1等米比率は前年を下回る79%(平成16年3月末現在)となった。

被害については、6月下旬後半以降の低温・日照不足からもみの退化、障害不稔及び登熟抑制等となり冷害が平年を大きく上回った。また、いもち病も平年を上回ったため、全体では平年を大きく上回った。

イ 麦

平成15年産麦(4麦計)の作付面積は、「水田を中心とした土地利用型農業活性化対策」の推進等を背景とした作付けの増加により、前年産に比べ400ha増加し1万1,400ha(前年比104%)となった。麦種別にみると、小麦は前年産に比べ1,110ha増加したが、六条大麦は小麦への切り替え等から前年産に比べ700ha減少した。

作柄は、は種後の断続的な降雨や積雪等の影響により、湿害が発生したことから作況指数は小麦が80(205kg/10a)、六条大麦が91(263kg/10a)となった。収穫量は、小麦1万9,400t(前年比95%)、六条大麦が5,190t(同56%)となった。

1等麦比率は、小麦が38.7%(前年比19.6ポイント減)、六条大麦が10.4%(同15.2ポイント減)で、全国と比較すると、いずれも低い水準となっている。

ウ 大豆

平成15年産大豆の作付面積は、「水田を中心とした土地利用型農業活性化対策」の推進に伴い、水田作大豆が大幅に増加したことから、前年産に比べ2,700ha増加し4万1千ha(前年比107%)となり、東北は全国の27%を占めるまでに拡大した。

作柄は、太平洋側を中心に各県で冷夏の影響を受けたが、日本海側の各県では前年産のような収穫期での降雪等の被害がなかったことから、10a当たり収量は145kgで前年比108%となった。収穫量は、5万9,500t(前年比116%)となった。

品質は、1等大豆比率は14.6%(前年比0.6ポイント減)、2等大豆比率は41.2%(同4.7ポイント増)となった。

エ 野菜

平成15年産指定野菜(14品目)の作付面積は、高齢化、労働不足等により、前年産を1,400ha下回る3万8,400ha(前年比96.6%)となった。

指定野菜の収穫量は、作付面積の減少と作柄が不良であったことから99万4千t(前年比94.9%)となった。出荷量は64万500t(前年比95.3%)であった。

生育は、6月下旬後半以降の低温・日照不足等の影響から夏秋野菜で生育の抑制や腐敗等がみられた。このため、収穫量・出荷量とも前年産を下回り、特に、たまねぎ、きゅうり、なす、ピーマン等の減少が大きかった。

仙台市中央卸売市場における指定野菜の平均価格は、天候不順等の影響から1~2月は主要野菜の入荷量が減少したため高値傾向で推移した。だいこん等が前年を下回ったもののたまねぎ、ばれいしょ、キャベツ等が前年を上回る価格となり、前年比104.2%の150円/kgとなった。

オ 果樹

平成15年産主要果樹10品目の結果樹面積は、改植や新植されたおうとう、すももが結果樹齢に達したことから増加したものの、高齢化に伴う労働力不足等から、りんご、ぶどう、もも、かき、くり等で伐採・廃園による減少もあり、主要果樹全体では49万4,900ha(前年比98.3%)とやや減少した。

収穫量、出荷量は、りんご等で台風による落果被害等により前年産に比べ減少したことから、それぞれ80万4,900t(前年比90.7%)、71万5,100t(同92.1

％)と前年産をかなり下回った。

仙台市中央卸売市場における主要果樹の入荷量は全般に少なかったが、平均卸売価格はみかん、かき、日本なし、もも、ぶどう等は前年をやや下回り、りんご、いよかん等は前年より10%以上上回った。

カ 花き

平成15年産花きの作付(収穫)面積は、切り花類が1,970ha(前年差40ha減)、球根類14ha(同6ha減)、鉢ものの類141ha(同6ha増)、花壇用苗ものの類が152ha(同5ha減)であった。

キ 畜産

平成16年2月1日現在の飼養戸数は、乳用牛で4,660戸(前年比2.5%減)、肉用牛で2万7千戸(同4.6%減)、豚で1,450戸(同7.1%減)、採卵鶏で316戸(同8.1%減)となった。飼養頭羽数は、乳用牛で15万1,900頭(前年比3.1%減)、肉用牛で40万9,900頭(同2.2%減)、豚で166万8千頭(同1.6%増)、採卵鶏(成鶏めす)で1,781万3千羽(同3.8%減)となった。また、1戸当たり飼養頭羽数は乳用牛を除き、他の畜種は前年に比べて増加しているが、特に豚は10%近い伸びとなっている。

(3) 主要な農政課題等をめぐる動き

ア 東北地域農政懇談会

昨年度は、「産業としての食と農の復権」と題し、農業が活力を取り戻すには、農業という業種の枠組みにとらわれることなく、商店街、観光業、建設業など地域内のさまざまな業種、立場、考え方をを持った人々と結合する「地域という業態」という発想があるという提言を行った。今年度はその続編として、そのような産業の基盤となる「地域」、そして、「暮らし」、「人」について議論し、さらには実際に地域で活躍されている方々の事例紹介を中心にして、さまざまな視点から検討を加え、報告書をまとめた。

イ リスクコミュニケーションの推進

7月1日の組織再編により、食の安全・安心推進体制が大幅に強化された。そこで、東北における食品安全行政を推進していくため、消費者団体、生産者団体、食品産業関係者等を構成員とした「食の安全・安心推進連絡会議」を東北農政局及び管内農政事務所に設置した。この会議では、東北地域におけるリスクコミュニケーション推進のあり方や、行政からのリスク情報の提供及び委員相互の意見交換等を行った。

ウ 食育の推進

東北地域における「食育」の円滑な推進を図るため「東北地域食育推進協議会」を設置し、東北地域

の特性を踏まえた食育推進の方向性及び具体的な方策に関すること等を協議した。また、今後東北管内での食育推進を具体性、実効性のあるものとするための指針として、「東北地域における食育推進に係る基本方針」の策定を計画している。

さらに、食育の普及啓発を図るため、小・中学校を初めとする消費者等に対し、農政事務所を中心に出張講座を実施(536回)した。

また、義務教育期間の児童・生徒における食育活動を推進するために、東北農政局が独自に設けている食育活動表彰事業を実施し、観察活動・加工体験において優れた活動を行った管内の小・中学校13校を表彰した。

平成16年1月の「食の月間」にちなみ、「感性豊かな人づくりは食にあり!」をテーマに食育推進地域シンポジウムを開催したほか、県等の関係機関が主催するイベントにも積極的に参加し、パネル展示、パンフレットの配布を行った。

エ 食品トレーサビリティシステム

食の安全・安心を確保するため、食品がいつ、どこで、どのように生産・流通されたか等について消費者が知ることができ、食品事故が発生した場合にはその原因究明が容易にできるトレーサビリティシステムの導入促進を図るため、管内では山形県、岩手県の鶏肉、野菜を対象に「加工食品の生産・加工流通過程におけるID分化、結合に対応したトレーサビリティシステム」と「調理加工食品のトレーサビリティ及び情報一元管理システム」の2課題について実証試験が行われた。また、平成15年10月に食品トレーサビリティ地域フォーラムを開催し、約300名の参加のもと、管内の取組事例の紹介等を行った。

オ 食品表示

食品表示については、生鮮及び加工食品のモニタリング調査やJAS制度の普及・啓発を行い、表示の適正化に努めているところであるが、特に、消費者などからの情報提供及びDNA分析結果等を受け、立入検査等を実施し、産地等の偽装表示を行っていた7業者(調理食品、精米、乾しいたけ等の製造業者)に対し、農林水産大臣又は県知事若しくは市町村長からJAS法に基づき改善指示及び業者名の公表を行った。

JAS制度の普及・啓発については、消費者団体、生産者団体等に幅広く呼びかけ、特別栽培農産物新表示ガイドライン説明会(平成15年7月)、食品表示地域フォーラム(平成15年12月)、加工食品原料原産地表示公開ヒヤリング(平成16年1月)及び生産情

報公表牛肉 JAS 規格説明会（平成16年2月）の開催や外部機関等からの JAS 制度説明要請に応えるため講師派遣（59回）等を行った。

また、食品表示110番による食品表示制度に関する問い合わせや情報提供等（654件）に対応するとともに、食品表示ウオッチャー（556名を設置）を活用した監視体制の強化にも取り組んだ。

カ 農薬使用等問題に係る対応

平成15年6月、「らん一番」と称する無登録農薬が管内の一部の県で販売されたとの情報に基づき、関係県に対し関係業者等への立入検査を要請した。その結果、流通段階、農家段階における当該資材の販売と使用の中止、本年の使用状況確認、使用された場合の出荷自粛等が行われた。

また、都道府県が定める病虫害等の防除基準等について、管内の一部の県で誤記載があったことが判明し、誤って農薬を使用した農作物の出荷停止、回収等の措置がとられた。

東北農政局では、管内各県に対し、防除基準等に農薬取締法違反となる誤記載があった場合には、正誤表を配布する等、防除基準の適正化措置が徹底されるよう文書で指導を行うとともに、会議を開催し、誤記載防止に向けた対応を図った。

キ BSE 対策について

平成13年9月、我が国初の BSE 患畜が確認されたことに伴い、関係機関との連絡体制を整備し、情報の収集・提供等を行うため、「東北農政局牛海綿状脳症（BSE）対策連絡会議」を設置（13年9月）したところであるが、15年7月の組織再編に伴い連絡会議要領を一部改正し、地方農政事務所を加えた体制に変更を行った。

また、15年10月、福島県内で飼養されていた牛から BSE 患畜（国内8例目、非定型的 BSE）が確認されたことに伴い、「東北農政局牛海綿状脳症（BSE）対策本部」を設置した。

さらに、15年11月以降、コイヘルペスウイルス、米国における BSE 及び国内における高病原性鳥インフルエンザ等、国民生活に甚大な影響を及ぼす家畜等伝染性疾患が発生したことを踏まえ、上記連絡会議を発展的に解消し、「東北農政局家畜等伝染性疾患対策連絡会議」を設置（16年1月）した。

ク 高病原性鳥インフルエンザについて

平成16年1月に79年ぶりとなる高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されたため、各県担当者及び農政事務所等の担当者を参集し、「東北ブロック高病原性鳥インフルエンザ防疫対策会議」の開催及び東

北農政局管内で高病原性鳥インフルエンザが発生した場合の対応措置を検討するため、「東北農政局高病原性鳥インフルエンザ対策検討委員会」（16年3月）を開催した。

また、「鳥インフルエンザ防疫に係る在仙関係機関担当課長等会議」を開催するとともに、緊急連絡名簿の作成及び東北農政局派遣人員の登録を行った。

その他、東北農政局で独自の啓発用パンフレットを7千部作成し、各農政事務所及び地域課が教育委員会等を通じ、幼稚園、小中学校等へ配布した。

ケ 牛トレーサビリティ制度

「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」（牛トレーサビリティ制度）が平成15年6月11日公布されたのを受け、管内の関係機関、関係団体と連携をとりつつ、牛の管理者等に対する制度の周知を図るため、管内約250か所において説明会を開催した。

また、すべての牛の管理者が16年2月末までに、法施行前の出生牛の届出（既存牛の再届出）を行う必要があることから、管内約3万4千人の管理者から既存牛リストに基づく届出リストの回収を行った。

コ 安全・安心に向けた畜産振興

より安全な畜産物の生産及び自給率の向上を図るため、「東北地域飼料増産運動推進協議会」等を中心とした飼料増産、国産稲わら確保、稲発酵粗飼料の生産拡大、肉骨粉の在庫解消に向けた焼却及び死亡牛の適正処理体制の確立、畜産環境保全の改善に資する施設整備等を実施した。

具体的には、稲発酵粗飼料を中心とした耕畜連携システムの確立を図るためのシンポジウム、共同化・組織化による自給粗飼料の増産を図るための現地検討会及び県と連携した飼料増産・耕畜連携キャラバンによる農家指導を実施した。肉骨粉在庫の早期焼却を図るため、新たな焼却施設を確保し、8月末までに在庫解消を完了するとともに、死亡牛の適正処理を円滑に推進するため、14年度に引き続き検査体制関連施設等（冷蔵保管、採材及び検査機材）の整備支援及びレンダリング工場の死亡牛専用ライン整備支援を実施した。

また、家畜排せつ物の適正な管理及び利用の促進を図るため、家畜排せつ物処理施設等の整備を円滑に進めるための事業間調整、堆肥センターの生産運営能力向上研修会の開催、家畜排せつ物利活用事例集及び東北各県の堆肥の生産者・需要者・流通業者リストを作成・配布するとともに、堆肥等関連施設

の整備に対し支援を実施した。

サ 男女共同参画の推進

女性農業者の農業経営や地域社会への参画を推進するため、農業・農村男女共同参画チャレンジ支援事業等の助成事業により地域の取組みを支援するとともに、東北地域の取組みの促進を図るため、東北農政局男女共同参画推進本部活動の一環として、女性の農業経営参画に果たす家族経営協定の役割、課題等について検討する「家族経営協定推進検討会」や女性を中心となった農産加工や直売、農家レストラン等の起業活動の課題等について意見交換等を行う「いきいき女性起業家研究交換会」等を開催した。

シ グリーン・ツーリズムの推進

新グリーン・ツーリズム総合推進対策等により、受入側である農山漁村における体制の確立や施設整備等、各地域でのグリーン・ツーリズムの取組に対し支援を行った。また、管内の優良事例を掲載するなど局ホームページを充実させるとともに、「東北グリーン・ツーリズムシンポジウム」を開催し、グリーン・ツーリズムの普及・推進を図った。

ス 水土里のカレッジミーティングの開催

若い世代の人たちに農業農村に関心を持ってもらうため、また、「水（農業用水）」、「土（農地）」、「里（農村）」を守り育む農村振興をより適切に進めるため、大学で学びながら農業農村に関心を持ち、サークル活動や研究等を行っている学生と「水土里のカレッジミーティング」を行った。東北管内の弘前大学、北里大学、岩手大学、宮城農業短期大学、秋田県立大学短期大学部から学生が参加し、農政局からは局長をはじめとする幹部が参加し、農政局から農業農村をとりまく現状等の説明を行った後、意見交換を行った。

(4) 関係機関との連携強化

地域農政の円滑な推進及び農業施策の浸透を図るため、管内6県主務部長会議、市町村長懇談会、農協関係者との意見交換会、東北農政局長と地域農業関係者との現地座談会を行った。また、平成15年度の4省5局による東北地域づくり連絡会議は「産学官連携」による地域づくり」をテーマに開催したほか、経済・産業の活性化策を講じるため、東北経済産業局及び東北地方整備局の各企画担当部長と東北農政局の次長による地域づくり連携研究会を開催した。

また、行政と研究の連絡を密にするための「行政研究連絡会議」や水稻の「東北地域水稻安定生産推進連絡協議会」を東北農政局、東北農業研究センター、仙台管区气象台及び各県の関係機関の参画のもとに開催

した。

さらに、異分野を含めた多数の方々との意見交換の場として地域懇談会を開催し、農業の果たす役割について幅広く意見交換を行い、多様な観点の議論を深めた。

(5) 広 報 活 動

管内の農業の動向、農政に関する施策の普及浸透を図るため、「東北食料・農業・農村情勢報告」をはじめ、各種会議の情報、統計情報等について記者発表を行ったほか、東北地域農政懇談会、市町村長懇談会等主要会議を公開で実施した。

隔月発行の広報誌「土と水と、人間と」や東北の農業・農村の現状等を図表等で紹介した「東北農業のすがた」を作成し、各自治体、農業関係団体、消費者等へ広く配布したほか、民放ラジオ局を通じて「まちからむらから～農政局ダイヤル～」を8回放送し、地域農政の推進に資するよう東北の食料・農業・農村に関する情報を提供した。また、農政に関する情報を迅速に伝えるべく、メールマガジン「東北農政の動き」を毎週配信し、平成15年度で41回の情報発信を行うとともに、ホームページや電子メール等インターネットを活用し、幅広い層と農政関係情報の受発信を行っている。

なお、7月1日の組織再編に対応し、地域に即した農林水産関連情報に関する推進体制を整備しつつ、情報の受発信がより効果的・効率的に行える仕組みを構築し、情報の受発信機能の充実・強化を図ることを目的に「東北農政局における情報の受発信に関する基本方針」を定めた。

2 関 東 農 政 局

(1) 地域及び農家経済の動向

ア 地域経済

平成15年の関東経済情勢を主要経済指標で見ると鉱工業生産指数は前年比+3.4%、出荷は前年比+3.8%とそれぞれ3年ぶりに上昇、在庫は前年比-3.3%と2年連続で低下した。着工新設住宅戸数は前年比+2.8%となり分譲を中心に増加した。有効求人倍率は全国で+0.1%と上昇し管内各都県においても前年を上回った。家計消費支出は前年に比べて0.6%減少した。

イ 農家経済

平成15年の販売農家1戸当たりの農業所得は140万円で、稲作の収入が増加したことから前年に比べ6.3%増加した。

農外所得は、458万円で、給与収入等の減少により

前年に比べ4.9%減少した。

年金・被贈等の収入は、200万円で前年に比べ4.9%減少した。この結果、農家総所得は798万円で前年に比べ3.1%減少した。

(2) 農業生産の動向

ア 水田を中心とした土地利用型作物

管内における15年産の水稻の作付面積は32万2,300haで前年より2,600ha(対前年比99%)減少し、収穫量は159万3千t(同92%)となった。

品種別では「コシヒカリ」が作付面積の65%、次いで「あきたこまち」(6%)、「キヌヒカリ」(5%)の順となっている。15年産の4麦(小麦、二条大麦、六条大麦、裸麦)合計の作付面積(子実用)は、5万1千haで1,300ha増加(対前年比103%)し、収穫量は19万5,500t(同93%)と減少した。

15年産大豆の管内の作付面積は、1万9,200ha(対前年比100%)で前年並みとなった。収穫量は3万4,200t(同94%)と低温・日照不足等の影響により減少した。

イ 園芸作物

管内の15年産の主要野菜(38品目)の作付面積は、14万8千ha(対前年比98%)で、収穫量451万2千t(同98%)、出荷量376万7千t(同98%)とも減少した。

15年産果樹の栽培面積は、6万2,600haで前年産に比べ1%減少した。主要果実の収穫量は、静岡県で結果数が少なかったこと等から温州みかんが16万700t(対前年比89%)、また、7月以降の低温、長雨及び日照不足が影響したことから、りんごが19万5,700t(同94%)、日本なしが14万1,800t(同84%)、ぶどうが9万4,400t(同97.0%)となり、それぞれ減少した。

管内の14年の花きの作付面積は、1万6,342ha、産出額は1,879億円で全国の作付面積の38.3%、産出額の33.0%を占めている。

ウ 畜産・飼料作物

平成16年2月1日現在の乳用牛飼養頭数は28万2,600頭(対前年比95%)、肉用牛飼養頭数は37万1千頭(同98%)、豚飼養頭数は264万3千頭(同97%)とそれぞれ減少したが、採卵鶏(成鶏めす)飼養羽数は3,584万8千羽(同105%)と増加した。また、生乳生産量は159万3千t(同98%)となった。

飼料作物の作付面積は4万7,300haで前年に比べて1,100ha(同98%)減少した。

エ 茶・養蚕

平成15年産の茶の管内栽培面積は、2万3,500ha

(対前年比99%)、荒茶生産量4万2,800t(同111%)で全国の47%の生産を占めている。また、管内の養蚕は全国の繭生産の74%(563t)を占めている。

(3) 主要な農政課題等をめぐる動き

ア 新たな消費・安全行政の展開

7月1日の食品安全基本法の施行に伴い、食品安全委員会が内閣府に設置され、農林水産省では、消費者行政とリスク管理を一元的に担う「消費・安全局」を設置するとともに、「食糧庁」を廃止して「食糧部」とするなどの新たな農林水産行政の確立に向けた組織再編が行われた。

これと併せて、関東農政局の組織についても、食糧事務所を廃止し食品のリスク管理と主要食糧業務等を行う地方農政事務所として農政局の下に再編し、農政局と地方農政事務所に消費者行政とリスク管理業務を担う「消費・安全部」と主要食糧業務を担う「食糧部」を新設するなどの組織再編が行われた。

また、統計情報事務所とその出張所を「統計・情報センター」に改組し、情報機能を強化した。

イ 食の安全・安心に向けた取組と食育の推進

新しく設置された「消費・安全部」では、農薬、カドミウム等の残留有害物質、肥料、飼料、動物用医薬品等の調査、適正指導を実施し、食の安全を確保するための監視を行うとともに、農薬取締法、牛肉トレーサビリティ法等のリスク管理制度の説明会を開催した。

また、生鮮食品等の表示調査、食品表示110番及び食品表示ウォッチャーの情報を活用した任意調査や立入検査を実施し、食品表示の適正化に向けての取組みを強化した。

さらに、BSE、高病原性鳥インフルエンザが発生した際には、リスクコミュニケーションの取組みの一環として、消費者団体等に、食品安全情報の提供を行った。

食育については、「関東地域食育推進協議会」の意見を聞いた上で「関東地域における食育の基本方針」を定め、家庭の主婦、若い母親などの都市部の消費者を重視し、医師、栄養士等との連携を強化しつつ、各種取組を推進した。

この一環として、様々な食育の実践機関(教育・学校給食関係団体、医療関係団体、消費者団体、生産者団体、食育推進ボランティア・NPO等、行政関係、民間企業、個人等)を構成員とする、「関東地域食育推進ネットワーク」を管内各都県ごとに立ち上げ、参加者相互間の情報交換や会員の情報発信の支

援、各種情報の提供等に取り組んだ。

ウ 米政策改革の推進

米政策改革大綱の本格実施に向けて推進指導体制の整備を図るとともに、特に個別課題を抱える地域については農政局自ら現地に赴き、趣旨の徹底と生産者の意識の醸成を図った。

埼玉県利根川流域の水田農業の継続的な発展に資するため、農政局・埼玉県・JA 等関係団体からなる「埼玉県利根川流域水田農業構造改革検討会議」を3回開催した。

本地域では基盤整備を契機とした担い手の育成及び農地利用集積の取組が重要なため、ワーキングチームを設置し、重点5市町について現地調査、アンケート調査等を実施した。基盤整備の事業化、農地利用集積の進め方等につき問題点と対応策を整理し、この内容について検討会議で意見交換を行った。

エ 平成15年産米の不作への対応

「関東農政局米安定供給意見交換会」を開催し、生産者団体、卸・小売業者及び消費者団体と端境期対策に関する意見交換を実施し、低温・日照不足による作柄への影響等を説明するとともに、政府備蓄米の在庫状況から安定供給に支障はきたさないことの説明を行い、出席者の理解を得た。

また、政府米の販売に当たっては、迅速かつ確かな政府運送を実施するため、運送業者及び保管業者に対し、休日及び時間外荷役や輸送力確保についての協力要請等を行った。

さらに、販売業者に対しては、端境期における買占め、売惜しみ、価格の吊り上げ等の投機的な動きや便乗値上げを行わないよう要請するとともに、卸売及び小売価格調査を週1回実施し、価格動向を把握するなど安定供給の確保に努めた。

オ 農林水産物輸出の促進

関東農政局では、海外という新たな市場を開拓することにより農業生産が拡大し、管内農業の活性化と持続的な発展振興に寄与することができるとの観点から、有識者の参加を得て「関東農林水産物輸出戦略検討会」を設置し、輸出戦略を検討した。また、会の成果を踏まえて、「関東の農林水産物・食品を海外マーケットへ」と題したシンポジウムを開催したほか、局長と著名人との輸出に関する対談の広報誌AFFへの掲載、検討会概要の局ホームページ掲載及びパンフレット、ポスターの作成・配布等により輸出機運の醸成を図った。

カ 都市と農山漁村の共生・対流の推進

関東農政局では、地方公共団体等が展開している

都市と農山漁村の共生・対流の実現に向けた各種の取組に対して総合的な支援を推進するため、関係府省の地方支分局並びに都県に呼び掛け、「都市と農山漁村の共生・対流の推進に関する関東地域連絡協議会」を発足させ、支援方策の検討やサミットの開催等を通じて、都市と農山漁村の共生・対流の推進を図った。

キ バイオマスの持続的な利活用への取組

関東農政局では、関東地域の各省地方支分部局及び試験研究機関、都県からなる「バイオマス・ニッポン総合戦略関東地域連絡協議会」を設置、バイオマス利活用を推進するための役割分担、協調体制の整備を図るとともに、国民各層の理解の醸成を目的とした普及啓発活動の一環として、各地の先進的な取組の紹介を中心に有識者と意見交換を行うシンポジウムをさいたま市（テーマ：バイオマス社会に向けた地域の協働）と東京都港区虎ノ門（テーマ：「三世代で考える」～日本の伝統文化とこれからのバイオマス）で2回開催した。

(4) 関係諸機関との連携強化

上記「関東地域食育推進協議会」、「関東地域食育推進ネットワーク」、「埼玉県利根川流域水田農業構造改革検討会議」、「都市と農山漁村の共生・対流の推進に関する関東地域連絡協議会」、「バイオマス・ニッポン総合戦略関東地域連絡協議会」により関係諸機関との連携を進めたほか、米粉の利用促進を目的とした「関東米粉食品利用推進協議会」、野菜・果実の摂取不足の改善を目的とした「野菜・果物の健康食生活推進協議会」を設置し、シンポジウム、セミナーをそれぞれ開催した。

(5) 広 報 活 動

管内の農業動向、農業行政に関する施策等の普及浸透を図るため、「関東食料・農業・農村情勢報告」、各種統計資料及び「関東の農業」を公表し、一般消費者や都県関係者及び報道関係者等に管内の農業・農村を紹介した。

また、広報誌「いぶき」（季刊）を発行し都県、市町村、農業団体等をはじめ、公立図書館、各種モニター、会議参加者などに配布した。並びに、農林漁業現地情報「むらとまちの話題」を毎月発行・配布した。

一方、関東農政局ホームページでは、電子会議室、ウェブアンケートを活用し、「食育」、バイオマス等農政推進上の重要課題に関する意見や意向等の把握にも積極的に取り組んだ。

インフォメーションセンター内の「消費者の部屋」では、毎月各部の協力で特色ある展示を行うとともに、

各地方農政事務所にも消費者コーナーを設け、広く消費者に情報提供を行っている。

3 北陸農政局

(1) 地域及び農家経済の動向

ア 地域経済

管内の経済情勢をみると、個人消費はおおむね横ばいとなっている。生産活動は緩やかな持ち直しの動きが続いており、平成15年度の設備投資や企業収益は前年度を上回る見込みとなっている。また、雇用情勢も改善の動きとなっている。

イ 農家経済

平成15年の農家一戸当たりの経営動向をみると、農業所得は82万円で前年に比べ24.8%増加した。

これは、水稻の全国的な作柄不良から自主流通米価格が大幅に上昇し、稲作収入が増加したことなどによる。

また、農外所得は、農外収入の主体をなす労賃俸給手当等の収入が景気の低迷等により606万円となり、前年に比べ1.2%減少した。

なお、年金・被贈扶助等の収入は225万円で、前年に比べ2.6%減少した。

この結果、農家総所得は913万円となり、前年に比べ0.3%増加した。

(2) 農業生産の動向

ア 水稻

平成15年産水稻の作付面積（青刈り面積控除後）は、主に生産調整面積の拡大による大豆等への転換及び田耕地面積の減少のため、前年産に比べ3,100ha（1.5%）減少し、21万500haとなった。

10a当たり収量は、全もみ数は平年並みであったものの、低温・日照不足の影響によって粒の肥大・充実が緩慢となったことや、いもち病の多発等から、前年産を38kg（7.0%）下回る504kgとなった。作況指数は95であった。

この結果、収穫量は106万1千tとなり、前年産に比べ9万6千t（8.3%）減少した。

品種別の作付面積割合は、中生のコシヒカリが前年を0.1ポイント上回る79.9%を占め最も多い。また、早生を県別にみると、こしいぶき（新潟）、ゆめみづほ（石川）が増加し、ゆきの精（新潟）、ほほほの穂（石川）等が減少した。

イ 麦・大豆

平成15年産六条大麦（子実用）の作付面積は、前年産に比べ40ha（0.5%）増の7,950haとなった。

10a当たり収量は、前年産に比べ全粒数がやや少

なかったものの登熟が良好であったことから、前年産を3kg（1.1%）上回る281kgとなった。

この結果、収穫量は2万2,300tとなり、前年産に比べ300t（1.4%）増加した。

平成15年産大豆（乾燥子実）の作付面積は、「水田を中心とした土地利用型農業活性化対策」の推進により、各県で増加し、前年産に比べ1,100ha（5.8%）増の2万100haとなった。10a当たり収量は、低温・日照不足の影響から前年産に比べ着さや数がやや少なく、稔実もやや不良となったことから、前年産を21kg（12.0%）下回る154kgとなった。

この結果、収穫量は3万1千tとなり、前年産に比べ2,200t（6.6%）減少した。

ウ 野菜

平成15年産野菜（指定野菜14品目）の作付面積は、主に生産者の労力事情等によって全ての品目で減少し、前年産に比べ300ha（2.2%）減の1万3,500haとなった。

収穫量は、秋冬もののだいこん、はくさい等の作柄が前年産を上回ったものの、作付面積が減少したことから、前年産に比べ2,500t（0.8%）減の29万5,100tとなった。

エ 花き

平成15年産花きの作付（収穫）面積は、切花類569ha、鉢ものの類117ha、花壇用苗ものの類43haであった。

これを前年産と比べると、鉢ものの類及び花壇用苗ものの類は、ガーデニングの浸透等により増加したものの、切り花類は生産者の労力事情等により減少した。

オ 畜産

平成16年2月1日現在における乳用牛、肉用牛、豚、採卵鶏の飼養戸数は、飼養者の高齢化や後継者不足等により、前年同月に比べ全畜種で減少した。

飼養頭羽数は、豚が増加したものの、他の畜種では減少した。

また、1戸当たり飼養頭羽数は、肉用牛が減少したものの、小規模階層の減少等により他の畜種では前年を上回った。

(3) 「食」と「農」の再生プランに関連した農政局の取組

「食料・農業・農村基本法」に基づき制定された「食料・農業・農村基本計画」、また、平成14年4月に公表された「食」と「農」の再生プランに対応し、新たな活動に取り組んだ。

具体的には、地域の実態に即した「現場主義の徹底」の観点から、管内各層との意見交換会や北陸地域情報

受発信システム等を通じた管内各層からの提案や意見の聴取、ホームページやメールマガジンを活用した農業関係者や一般消費者への食料・農業・農村情報の提供、農政局の重点推進事項に関する局内横断的な取組であるプロジェクトチームによる活動等を通じて、農政局独自の取組の強化を図った。

ア 地方公共団体及び関係団体との施策提案会等の実施

(ア) 「農政相談所」を窓口とした「施策提案会」を実施し(管内各県、市町村、土地改良区等)、地域農政の推進のための意見交換を行った。

(イ) 管内各県農林・農地部長会議を2回開催し、8月には各県の特徴的な動き等を聴取し、2月には農政局及び県の政策提案並びに米政策改革大綱について討議を行った。

イ 地域各層との意見交換の場の設定

(ア) 北陸地域農政懇談会を2回開催し、9月には食料・農業・農村に関する意見交換を行い、3月にはプロジェクトチーム等農政局の各種取組の状況等について意見交換を行った。

(イ) 管内4県農協中央会との意見交換会を2回開催し(8月、2月)、農政局の政策提案や米政策改革大綱について中央会の意見を聴取した。

(ウ) 農業法人協会との意見交換会を2回開催し(8月、2月)、農政局の政策提案や米政策改革大綱について農業法人の意見を聴取した。

(エ) 13年6月より開始した地域リーダー・有識者との意見交換会を6回開催し、講師として、住民と行政による都市農村交流のまちづくりに取組む民宿の管理者と町役場職員、北陸農産物の輸出についてジェトロ職員、食育について取組む保健福祉センター長など幅広い分野から有識者等を招聘して意見交換を行った。

(オ) 14年2月より開始した局長・次長出張講座「活き生きトーク」を13回開催し、農業現場に出向いて中核農業者等に最新の食料・農業・農村情勢を説明するとともに、意見交換を行った。

(カ) 金沢大学経済学部において、将来、日本経済の一翼を担う大学生を対象として、「食」と「農」に関する意識の醸成を図ることを目的に、農政局長をはじめとする局幹部による特別講義「食料・農業・農村政策概論」(12回)を行った。

(キ) 小中学校での授業や消費者研修会等に職員が講師として出向く「出張講座」(15年7月以降計275回)を実施した。

(ク) 管内各県において「消費者団体等との意見交換

会」を開催し、農林水産行政に対する消費者の意見等について聴取した。(計9回)

(ケ) 産地づくり(地域水田農業ビジョンの策定)の推進を図るため、地域農業における担い手と地域農業者等との連携・協力の取組状況、課題等について、管内各県(10ヵ所)において現地実態調査を実施した。

ウ 地域における食育の推進

食育を的確に推進するため、管内各県の教育関係者等と情報交換を行う「食育ネットほくりく」を15年8月に新潟県で、同年10月に福井県で開催した。

また、15年1月を「食を考える月間」とし、「食」に関する様々な情報の受発信や「食育シンポジウム」を開催する等国民に広く「食」について考えていただくための取組みを進めた。

局広報誌での食育特集号の発行、局のホームページに情報交換コーナーを新設し、情報提供していただける食育ネットメイトを募集、北陸食育通信を創刊し、北陸の様々な食育の取組みを紹介した。

エ 情報の収集、蓄積及び活用

(ア) 北陸地域情報受発信システムの実施

統計情報組織等地域における情報収集活動で得た質問等について、局全体で共有するデータベース「北陸地域情報」に184件蓄積して業務に活用するとともに、統計情報組織が収集した質問については、担当部局で回答を作成し、収集者が直接出向いて速やかに回答する体制を構築した。

(イ) 有識者・関係者との情報交換ネットの構築

北陸農政局ホームページは、平成15年7月の組織改編に伴い、新たに「米政策改革コーナー」(15年10月)の開設及び「食の安全・安心コーナー」をはじめとした北陸農政局の取組みを紹介する各コーナーの見直し、新潟、富山、福井農政事務所ホームページの移設(15年7月)を行い、北陸農政局メールマガジン「あぐりネット北陸」との相互活用による情報の受発信に努めた。

オ 取り組みを進める上での体制の整備

局内横断的な4つのプロジェクトチーム(PT)を設置し、現場に出向いて特徴的な取組や課題の聴取、アンケート調査の実施等により活動を行った。推進状況については、おおむね2ヵ月ごとに北陸農政局新基本法農政推進本部において推進状況のフォローアップを行い、取組の加速化を図った。なお、活動成果はPTごとに報告書等に取りまとめ、年度末に公表した。

(ア) 食の安全・安心PT

新たな食品安全行政への適切な対応、消費者の安心・信頼の確保等を図り、地域に根ざした食育を推進するため基本方針を策定し、出張講座を積極的に実施(15年7月以降275回実施)した。また、県レベル、地域レベルで消費者団体、消費者行政部局と積極的な意見交換の実施、風評被害防止への取組み、鳥インフルエンザ対応マニュアルの作成等を行った。

(イ) 構造改革推進 PT

北陸管内産地づくり推進連絡協議会の設置(4回開催)、管内独自のパンフレットの作成及び集落(農家)との意見交換会の開催、地域水田農業ビジョン策定に係る現地調査を実施した。

(ウ) 都市との対流によるむらづくり PT

「食」と「農」の接近、地域振興の推進方策を検討するため、都市と農村の対流の実態・意識等に関するアンケート調査の実施、現地調査(11地域)、意見交換会の開催を行った。

(エ) 農業・農村の多面的機能 PT

農業・農村のもつ多面的機能について、地域住民の理解を深めるため、都市住民を対象としたシンポジウムの開催、国営事業所における小学校等の現地見学会の開催、地域住民と連携した田んぼの生き物調査(11地区)を実施した。

カ バイオマス・ニッポンの実現に向けた取組

(ア) 14年10月に「北陸農政局バイオマス・ニッポン総合戦略推進本部」を設置し、総合戦略に関する情報の受発信等を推進した。

(イ) 北陸地域におけるバイオマス利活用の技術的課題等について取組みの紹介、意見交換会(15年6月：参加者157名)を実施した。

(ウ) 15年12月に「北陸地域バイオマス・ニッポン推進連絡協議会」を設置。16年1月に第1回北陸地域バイオマス・ニッポン推進連絡協議会を開催した。

(エ) 北陸地域における総合戦略の積極的な推進に資することを目的に社団法人日本有機資源協会と北陸地域バイオマス・ニッポン推進連絡協議の共催で北陸地域バイオマスシンポジウム(16年1月：参加者298名)を実施した。

(オ) 16年1月に、管内全市町村を対象にバイオマスの利活用に関するアンケートを実施し、2月には調査結果を公表した。

キ 地方農政局が行う評価の実施

(ア) 重点推進事項の考え方

四つのPT等を15年度の局の重点推進事項に決

定し、可能な限り定量的な目標値を設定して重点的取組を推進した。

(イ) 重点推進事項の評価

PTの進捗状況については、数ヶ月おきにフォローアップを行い、「北陸地域農政委員」の意見を聴いた上で16年8月に評価を実施する予定としている。評価結果は16年9月の地方農政局長等会議において公表するほか、局ホームページ等で公表し外部の方からの意見等を受け付けることとしている。

(4) 他機関との連携

ア 他省庁出先機関との連携

北陸地域における関係機関(構成機関：公正取引委員会、地方厚生局、消費技術センター、管内各県関係部署、北陸農政局)が連携し、食の安全・安心に係る取組を効果的に実施するための情報・意見交換等を行う場として「北陸地域食の安全・安心関係機関連絡会議」を平成16年7月12日に開催し、意見交換を実施した。

イ 管内各県等との連携

(ア) ほくりく「食」と「農」の消費者ネット

管内4県の消費者団体や消費者行政担当部局と「食」と「農」に関する情報・意見交換等を行う「ほくりく『食』と『農』の消費者ネット」を平成14年7月に構築し、消費者団体等との意見交換会を実施(計9回)した。

(イ) 食育ネットほくりく

「食育」を的確に推進するため、メールマガジンや地域ごとの会合等を通じて各県の教育関係者等と情報・意見交換を行う「食育ネットほくりく」を平成14年8月に構築し、15年8月に新潟県と、10月には福井県において意見交換会を開催。(2県ずつ隔年開催)また、12年9月に設置した「北陸地域食生活指針推進協議会」(15年2月に「北陸地域食育推進協議会」に名称変更)を活用し、16年2月には「北陸地域における食育推進の基本方針」を策定し基本方針に基づき各種食育の取組を推進した。

(5) 広報活動

「食料・農業・農村基本計画」、「『食』と『農』の再生プラン」や「食生活指針」などの更なる推進を図るとともに、一般国民の理解と協力を得るため、細やかな情報の発信と積極的かつ幅広い広報活動を展開した。

ア 報道機関対応

「北陸食料・農業・農村情勢報告」をはじめ管内の農業動向、各種調査結果、主要施策等について随

時公表を行うとともに、農政担当記者との情報交換の場として、石川地区（金沢市）及び新潟地区（新潟市）において記者懇談会を毎月開催したほか、10月に新潟地区、11月に石川地区において北陸農政局が施工中の事業等を視察する現地意見交換会を実施するなど一般国民へのタイムリーな情報提供に努めた。

イ 食育への対応

国民一人ひとりが「食」について関心を持ち、日頃から、食品衛生的な取扱いや食生活の改善など、「食」について考える習慣を身につけるため、学校での授業や教育関係者、消費者の研修会などに職員が講師として出向く「出張講座」を組織再編後の7月から275回実施した。

また、出張講座のパンフレットや食育関係の各種参考資料を学校関係をはじめ、幅広く配布し「食育」を推進した。

ウ 広報誌の発行

農政局広報誌「のうせい北陸」を年4回定期発行するとともに、「みんなで食育を考えよう」の特集号を発行し、市町村、農業団体、消費者団体、経済団体、教育関係機関等に対して各種タイムリーな農政情報を提供した。また、北陸農業と農村の現状を図表等で紹介した「北陸農業の姿」、「ほくりく食料・農業・農村の概要（ほっくりック）」を発行した。

エ ラジオ放送

ラジオ番組「北陸農政局だより」を民放4局で6回にわたり放送、「食」と「農」の再生プランに関する北陸農政局の取組状況と今後の展開方向や各種関連施策について、当局における取組や管内各地ですでに取り組みされている先進的な優良事例を現地の声を交えて紹介した。

4 東 海 農 政 局

(1) 地域及び農家経済の動向

ア 地域経済

平成15年4月以降の管内景気の動向は、輸出と生産活動が横這いとなる中、厳しい状況であったが、9月に入り雇用・所得が全体として下げ止まり、景気の持ち直しが明確となった。輸出は、海外景気の回復を背景に強含みとなった。

こうした中、11月に入り生産は増加を続け企業収益も改善傾向となった。一方、物価の基調は弱めの動きを続けた。

平成16年に入り景気は着実な回復を続け、公共投資は緩やかな減少を続けているが、生産は、引き続

き増加しており、企業収益も着実な改善を続けた。

イ 農家経済

東海3県における販売農家の農業所得は、冷夏・長雨等、天候不順の影響により米・野菜の価格が上昇したこと等から、前年に比べ11.5%増加し、110万円となったが、農家総所得は、景気の低迷等による給与・俸給等の農外所得が減少したことから、1.4%減少し、900万円となった。

(2) 農業生産の動向

ア 水稻

平成15年産水稻の作付面積は、田耕地の減少及び田への小麦等の作付が定着したことから、前年産に比べ1,100ha(1.2%)減少し、8万9,300haとなった。

10a当たり収量は、日照不足と7月、8月の周期的な低温の影響等から467kgとなり、前年産に比べ34kg(6.8%)減少した。

このようなことから収穫量は、41万6,700tとなり、前年産に比べ、3万6,500t(2.5%)減少した。

イ 小麦

平成15年産小麦の作付面積は、「水田を中心とした土地利用型農業活性化対策」等により前年産に比べ500ha(3.6%)増加し、1万4,500haとなった。

10a当たり収量は、収穫期に雨が多かったことから235kgとなり、前年産に比べ101kg(30.1%)減少した。

このように、10a当たり収量が大きく減少したことから収穫量は、3万4,100tとなり、前年産に比べ1万3,000t(27.6%)減少した。

ウ 大豆

平成15年産大豆の作付面積は、は種期の長雨の影響により190ha(2.1%)減少し、8,780haとなった。

10a当たり収量も低温・日照不足の影響等により42kg(24.6%)減少し、129kgとなった。

このようなことから、収穫量は4,000t(26.1%)減少し、1万1,300tとなった。

エ 飼料作物

平成15年産飼料作物の作付面積は、畜産農家の輸入飼料作物の使用及び畜産農家の転廃業等による需要の減少から6,170ha(3.1%)となった。

収穫量は、作付面積の減少及び、平成15年6月以降の低温・日照不足等の影響により、29万1,600t(8.8%)の減少となった。

オ 野菜

主要野菜29品目の平成14年産の作付け面積は、生産者の高齢化及び価格の低迷等による生産意欲の減退等により200ha(0.7%)減少し、2万7,700haとな

った。

収穫量は、10月下旬以降の低温の影響により冬野菜の10 a 当たり収量が減少したこと等から、1万900 ha (1.2%) 減少し、87万1,500haとなった。

カ 果樹

主要果樹の平成14年産の栽培面積は、生産者の高齢化に伴う労働不足による廃園の影響等から100ha (0.8%) 減少し、1万2,100 t となった。

収穫量は、1万2,700 t 減少し、15万5,400 t となった。

キ 畜産

(ア) 乳用牛

平成16年2月1日現在の飼用頭数は、1,020戸で、前年同期に比べ30戸 (2.9%) 減少した。

一戸当たりの飼養頭数は、60.7頭で、前年同期に比べ0.4頭 (0.7%) 増加した。

(イ) 肉用牛

平成16年2月1日現在の飼養頭数は、1,690戸で、前年同期に比べ40戸 (2.3%) 減少した。

一戸当たりの飼養頭数は、72.5頭で、前年同期に比べ0.3 (0.4%) 頭減少した。

(ウ) 豚

平成16年2月1日現在の豚の飼養戸数は、494戸で、前年同期に比べ27戸 (5.2%) 減少した。

一戸当たりの飼養頭数は、1,248頭で、前年同期に比べ53頭 (4.4%) 増加した。

(エ) 採卵鶏

平成16年2月1日現在の採卵鶏の飼養戸数は、570戸で、前年同期に比べ37戸 (6.1%) 減少した。

成鶏めす羽数は、1,652万7,000羽で、前年同期に比べ5万6,000羽 (0.3%) 増加した。

一戸当たりの成鶏めす羽数は、2万9,000羽で、前年同期に比べ1,900羽 (7.0%) 増加した。

ク 花き

平成15年産花きの作付(収穫)面積は、切り花類が2,130ha、球根類が5 ha、鉢ものの類が528ha、花壇用苗ものの類が212haとなった。

これを前年産と比べると、切り花類1%、球根類16%それぞれ減少したが、花壇用苗ものの類は前年並みとなり、鉢ものの類は2%増加した。

ケ 茶

平成15年産の茶の栽培面積は、栽培農家の高齢化、労力不足等により生産性の低い園地を中心に廃園となるなど、近年減少傾向であり、平成15年産は、20 ha減少し、5,110haとなった。

生葉収穫量は、1,000 t (3%) 増加し、3万9,400

t となった。これは、一番茶が霜害も少なく、概ね天候に恵まれ、摘採面積が増加したことや、冬春秋茶の摘採面積が増加したことによる。

(3) 主要な農政課題等をめぐる動き

ア 食の安全・安心に向けた取組

平成15年7月の組織機構改革に伴い、東海農政局においても食品安全行政を推進するため、消費・安全部を新たに設置し、岐阜県・三重県には、食糧事務所を廃止し、新たに農政事務所を設置した。

この新たな組織体制の下で、「食の安全・安心のための政策大綱」に基づき、①食品表示の一般調査や特別調査による監視の強化②出張講座等による食育の推進③懇談会等の開催による消費者とのコミュニケーションの推進④事業者を対象とするセミナーの開催等トレーサビリティ・システムの普及促進⑤管内各県を通じた農薬等の適正使用の推進⑥厚生局・公正取引委員会・各県の衛生部局等関係行政機関との連携強化等に努めた。

今後も、より一層、管内各県や関係機関と密接に連携し、消費者、生産者等への正確な情報提供や意見交換に努め、東海地域の食の安全・安心の確保を図ることとした。

イ 食育への取組

平成15年3月に東海地域の消費者・生産者・食品関連業者・有識者・報道関係者・教育関係者及び行政関係者からなる「東海地域食育推進協議会」を設置した。

この協議会では、東海地域の特性を踏まえた食育推進の方向性について検討を行い、協議会委員の総意で「東海地域における『食育』の推進方向」を決定、平成16年2月18日に公表した。

この推進方向においては、「食育」という言葉自体に認知度が低いこと、「食育」の必要性やその具体的手法は、十分に理解・浸透されていないという指摘を踏まえ、「食の安全・安心の確保」と「健やかで望ましい食生活の確保」のため、農業体験や食品工場の見学等を通じた生産者と消費者の交流促進、若い女性や母親達にもわかりやすい情報提供、家族団らんの機会を増やせるような啓発活動について、関係者が連携して進めて行くこととした。

ウ バイオマス・ニッポン総合戦略の推進

平成14年12月に閣議決定された「バイオマス・ニッポン総合戦略」に基づき、東海農政局においては、バイオマスの利活用に関係する国の出先機関である東海農政局、中部森林管理局名古屋分局(当時)、経済産業省中部経済産業局、国土交通省中部地方整備

局、中部運輸局、環境省中部地区環境対策調査官事務所が連携し、平成15年8月に「東海地域バイオマス利活用推進協議会」を設置、同年11月に「東海バイオマスシンポジウム」を開催、国等の支援施策の活用促進、バイオマス変換技術のシーズとバイオマス利活用を推進しようとする自治体等のニーズをマッチングさせる機会の提供など、「バイオマス・ニッポン総合戦略」の普及・啓発、バイオマス利活用に関する施策、研究及び優良事例等の情報交換等に取り組んだ。

エ 農業を担う経営体の現状

平成15年度の東海の認定農業者数は、6,441経営体であり、これを営農類型別に見ると愛知県三河地方の観用植物、ばら、カーネーションなどに代表される「施設花き・花木単一経営」、岐阜県飛騨地方のトマト、ほうれんそうなどに代表される「施設野菜単一経営」、三重県北西地方のお茶に代表される「その他単一経営」等の割合が全国平均を大きく上回っている。一方で、「稲作一位の準単一複合経営」、「複合経営」は全国平均を下回っている。

管内の新規就農青年（新規学卒就農者、65才以下のUターン就農者及び65才以下の新規参入就農者）の数は、平成4年以降9年頃まで増加傾向で推移し、平成10年に一時減少したが、平成14年は264人となった。

内訳をみると、新規学卒就農者は、前年並の11人、Uターン就農者は、前年を22人上回り143人、新規参入就農者は、前年並みの21人となった。

特にUターン就農者は、10年間で8割増加し、新規就農青年全体の55%を占めている。

(4) 広 報 活 動

ア 報道機関等への情報の発信

農業者はもとより、広く一般消費者等へ食料・農業・農村に係る各種政策・施策の浸透や東海農政局の具体的な取組への理解の浸透を図るため、様々な広報活動に取り組んだ。

平成15年度は、前年度に引き続き、「東海農政情報ペリスコープ（リーフレットで20回以上発行）」の配付、プレスリリースの発信（120回以上）、記者へのレクチャー、報道関係者現地調査、報道関係者懇談会を実施し、報道関係者にニュースソースの提供や東海地域の食料・農業・農村の現状と課題等の紹介、意見交換を行った。

イ ラジオ番組「くらしと農業」の放送

メディアによる広報活動では、東海農政局の具体的な取組を中心に紹介するラジオ番組「くらしと農

業」を制作し、平成15年9月から12月にかけて、全13回放送した。

ウ 広報誌の発行

広報誌は、従来、東海農政局広報誌「とらいアングル」を発行してきたが、平成15年4月の発行を最後に、同年7月の組織機構改革を機に総合広報誌「View（ビュー）－東海の食料・農業・農村－」として一新するとともに、新たに消費者向けの広報誌「10万回の食卓－東海の食と農－」を発行した。

総合広報誌「View－東海の食料・農業・農村－」は、東海の食料・農業・農村に関する施策や情報等の紹介を内容とし、県・市長村・農協等農業関係団体等に配付した（15年度3回、2,500部/回）。

また、消費者向けの広報誌「10万回の食卓－東海の食と農－」は、「東海管内の郷土食や文化」等の紹介を内容とし、消費者団体等に配付し、東海地域における食と農の情報の発信を行った（15年度3回、1万部/回）。

エ ホームページでの情報発信

平成15年7月の組織機構改革に合わせ、リニューアルしたホームページは、随時更新を行い、食料・農業・農村に関する政策・施策に関する情報発信の他、食生活に関する情報や食品表示を取り扱う「食の安全・安心」に関する情報の充実・強化を図った。

この結果、平成15年度のトップページへのアクセス件数は、約10万8,000件、1日平均約295件となった。

また、東海農政局の取組を中心とした東海の食料・農業・農村の情報をいち早く発信するため、平成14年2月から、メールマガジン「とうかいほっとメール」を発信し、平成15年度末の登録者数は、1,705名で前年に比べ約8倍と大きく増加した。

5 近 畿 農 政 局

(1) 地域及び農家経済の動向

ア 地域経済

平成15年の近畿経済は、前半は弱い動きであったものの、後半は持ち直しの動きが見られた。

これを主な経済指標別に前年と比べてみると、個人消費においては家電販売額が前年を上回ったものの、大型小売店販売額、乗用車の新規登録などは前年を下回った。住宅投資はほぼ前年並みであるが、公共投資は前年を下回っている。設備投資は、全産業ベースで3年振りに前年を上回る見込みとなっている。鉱工業指数は前年を上回った。貿易額は、輸出、輸入とも前年を上回った。企業の倒産件数は前

年よりも減少、求人倍率は前年より上昇、完全失業率は前年より低下となり、雇用情勢は持ち直しの動きがみられるものの、依然厳しい状況である。

イ 農家経済

平成15年の販売農家1戸当たり農業所得は65万円で、前年に比べ3.3%増加した。これは農業経営費が6万6千円(4.3%)増加したものの、農業粗収益が8万7千円(4.0%)増加したことによる。農外所得は534万2千円で、農外収入の太宗を占める給与・俸給等の収入が減少したことにより、前年に比べ9.1%減少した。また、年金・被贈等の収入は244万1千円で、前年に比べ1.0%増加した。

この結果、農家総所得は843万3千円で、前年に比べ5.5%減少した。

(2) 農業生産の動向

ア 水稻

平成15年産水稻の作付面積は11万4,700haで、前年に比べ1,400ha(1.2%)減少した。これは、田本地のかい廃及び不作付けが増加したためである。

作柄は、夏期の低温・日照不足の影響や、いもち病の多発により登熟が抑制されたこと等から、作況指数が96、10a当たり収量は479kg、収穫量は54万9,200tとなった。

イ 野菜

平成15年産野菜(主要14品目)の作付面積は1万7,400haで、前年に比べ600ha(3.2%)減少した。これは、生産者の労働力不足や近年の市場価格の低迷等によるものである。

収穫量は57万7千t、出荷量は43万2千tで、前年産に比べそれぞれ7.0%(4万3,300t)、6.7%(3万800t)減少した。

品目別にみると、レタス、ねぎが市場価格の堅調により作付面積が増加したこと、収穫量が増加した以外は、ほとんどの品目で作付面積の減少に加え、夏場の天候不順により生育が抑制されたことから収穫量は減少した。

ウ 果樹

平成15年産果樹(主産県調査の結果)のうち、温州みかんの収穫量は21万1,040tで、近年の表年である13年に比べ3,510t(1.6%)減少した。これは、「平成13年産うんしゅうみかん生産出荷安定指針」により、特別摘果が推進されたためである。

かきの収穫量は8万6,200tで、前年に比べ400t(0.5%)増加した。

うめの収穫量は5万820tで、開花期間中の低温等の影響による受精不良で着果数が少なかったことか

ら、前年に比べ1万6,380t(24.4%)減少した。

エ 畜産

平成16年2月1日現在における、家畜の飼養頭羽数をみると、乳用牛は4万7,800頭、肉用牛は9万5,400頭、豚は8万3,100頭で、それぞれ前年より減少した。これは、飼養者の高齢化、後継者不足から小規模な飼養者層を中心に廃業・規模縮小があったことによる。

また、採卵鶏は888万9千羽で大規模な飼養者層で、規模拡大があったこと等から前年より増加した。

(3) 主要な農政課題等をめぐる動き

ア 農政局が行う政策評価と行動計画

近畿農政局では、14年度から、食料・農業・農村基本法に基づく施策を推進する当局の活動を、「行動計画」と位置づけ、独自に目標を設定し、評価を行っている。

15年度の行動計画は、①食の安全・安心の確保、②農業の構造改革の加速化、③都市と農村の共生・対流、④国民参加型農政の推進の四つの柱の下に、18の推進事項を設定し、業務を実施した結果について評価を行った。

イ 地域とのコミュニケーション

近年、食の安全・安心に対する国民の関心が高まっている上、消費者の視点に立った食料の安定供給が農林水産業の発展にもつながることから、平成14年度から農政局長等が管内各地に赴き、消費者、生産者等様々な分野の方々と、直接意見交換する「タウンミーティング」を実施している。(4回実施(平成15年度))

さらに、平成15年12月13日に神戸市の「ラッセホール」において、『「食」と「農」を語り合う会』(平成15年度第2回農林水産省版タウンミーティング)を開催し、亀井農林水産大臣をはじめとする出席者・参加者により、「見直そう近畿の食卓—食育で育む食と農—」をテーマに活発な意見交換を行った。

また、地域農政の円滑な推進を図るため、地方公共団体、関係団体等からの農業施策全般に関する提案を受ける窓口として、平成13年から「近畿農政局政策提案推進室」を設置している(提案件数32件(平成15年度))。

平成16年1月からは農政改革や新たな基本計画に関する提案も受け付けている。

ウ 食育の推進

近畿地域の特性を踏まえた食育の取組を促進する観点から、平成15年10月に「近畿地域食育推進協議会」を設置し、食育の推進に係る基本方針や食育推

進のための取組等について検討を行った。

近畿農政局では、「食育」の推進のため、児童・学生、一般消費者、栄養士・教職員等を対象に、学校等の現地に出向いて講義を行う出張講座を658回実施した。

また、管内各府県では、「食育実践地域活動支援事業」を活用して、食育推進ボランティアの育成、ボランティアが行う食育推進活動に対する支援も併せて実施している。

さらに、『近畿地域「食」を考えるフェア』を大阪府で開催し、食育シンポジウム、食品表示フォーラム、子と親の料理教室、「食育」模擬出張講座等を実施した。

エ 高病原性鳥インフルエンザ発生への対応

平成16年2月下旬、京都府丹波町で発生した高病原性鳥インフルエンザは、発生農場の所有者が家畜伝染病予防法に基づく届け出を怠ったこと等により、その被害は広範囲となった。関係各府県等は、まん延防止のために徹底した防疫措置を行い、その結果、4月13日午前0時をもって全ての移動制限等は解除され、京都府は、高病原性鳥インフルエンザの終息を宣言した。

近畿農政局では、速やかに高病原性鳥インフルエンザ対策本部を設置し、防疫対策に係る人的支援と現地の受け入れ態勢の整備、消費者団体等への濃密な情報提供、風評被害防止のための店舗調査及び要請行動の実施、鶏肉・鶏卵安全性啓発キャンペーン、浅田農産の告発等を行った。

オ 食品表示

平成15年の食品表示等の監視体制は、一般調査として5,691店舗を調査したのをはじめ、特別調査として消費者の関心の高い品目（うなぎ552店舗、新米438店舗、乾しいたけ534店舗、和牛458店舗）を選定して、仕入伝票や帳簿による原産地等の確認やDNA分析等科学的分析を活用した調査を実施した。

また、近畿管内の「食品表示110番」には、消費者からの1,222件（15年7月～16年3月）の情報が寄せられ、その情報をもとに、不正表示の疑いがある表示について、事業者への立入検査を実施した。なお、局が調査した結果、食品の産地偽装等の不正表示が発覚し、JAS法に基づく指示・公表に至ったケースは4件あった。

一方、JAS法の普及・啓発を目的とした講師派遣を144回実施した。特に、表示欠落が多い青果・水産小売店を重点的に行った。

また、1月には、大阪において、近畿地域食品表

示フォーラムを開催し、約400名が参加した。

カ 牛トレーサビリティの導入に関する対応

近畿農政局では、法の周知徹底を図るため、関係団体等に対して説明会を開催するとともに、15年12月1日から16年2月末までの間、管内で飼養されているすべての乳用牛・肉用牛等（約4千戸、約15万頭）について、牛個体識別台帳に登録するための支援業務を実施した。

キ 新たな米政策の導入に向けた取組

16年度からの米政策改革の実行に向けて、改革の趣旨や関連対策の周知徹底及び地域水田農業ビジョン策定等への取組啓発・推進を目的として、ブロック段階の説明会、認定農業者等との意見交換会、府県・市町村・集落等に職員が出向いての説明や意見交換に取り組んだ。平成15年10月には京都市内でビジョン作成への取組推進のため「米政策改革講演会」、16年1月には、全国キャラバンの一環として滋賀県大津市で管内府県の関係者約1千人を参集した「近畿ブロック米政策改革に関する説明会」を開催した。

ク グリーン・ツーリズムの推進

都市と農村が近接する近畿農政局管内において、グリーン・ツーリズムの推進は重要な施策である。

このため、グリーン・ツーリズムに関する情報等を各種会議でPRするとともに、農業・農村体験の各種情報を収集・整理し「近畿グリーン・ツーリズムガイド」を作成し、情報の提供を行った。

また、平成16年度に世界遺産への登録の審議が予定されている「紀伊山地の霊場と参詣道」について、関係省庁による総合的な取り組み方策の調査・検討を行った。この調査結果を地域住民に報告するとともに、地域の魅力の再発見とその保全と活用に向けての機運を高めるためのシンポジウムを開催した。

ケ 担い手の育成

管内の認定農業者数は、7,804経営体（16年3月末現在）であり、ここ数年漸増傾向にある。営農類型では、全国と比べ果樹類の単一経営が多く、稲作等の土地利用型の割合が低くなっている。しかし、兼業農家が大宗を占める農業構造の下で、滋賀県、京都府、兵庫県においては、安定的な兼業先に恵まれた立地条件を活かし、兼業農家を中心に農業機械の共同利用によりコスト低減を図る集落営農の取組が広範に行なわれている。

農業生産法人は、209法人（15年1月1日現在）であり漸増傾向。また、農用地の流動化や優良農地の確保を効率的に行なうことを目的としてJAが出資

した農業生産法人が16設立されている。

新規就農については、ここ数年増加傾向にあり、15年度は266名になった。このうちUターン就農者が163名と新規学卒者の74名より多くなっている。

コ 農業生産基盤の整備

国営事業では、昭和25年に着工した国営十津川紀の川土地改良事業等で造成されたダム、頭首工、農業用水路などの農業水利施設が、奈良県北西部の大和平野と和歌山県北部の紀伊平野の両平野にまたがる農業地域の発展に大きな役割を果たしてきた。一方、施設が完成後から半世紀近く経過しているものもあり、老朽化による機能低下が著しく、安定的な農業用水確保が困難なうえ、補修等の維持管理に多くの労力を費やしている状況であった。

このため、老朽化したダム、頭首工、農業用水路などを早急に改修することで機能の回復を図り、近年の営農形態に対応した農業用水の安定供給を図るため、平成11年度からダム、頭首工の基幹的農業水利施設の改修を行う「国営第二十津川紀の川土地改良事業」を、平成13年度から農業用水路などの整備を行う「国営大和紀伊平野土地改良事業」を実施しているところである。

サ 「バイオマス・ニッポン総合戦略」の推進

近畿農政局では、バイオマス利活用を積極的に推進するため、近畿地域の国の8機関で構成する「近畿バイオマス・ニッポン総合戦略ブロック連絡会議」を設置した。連絡会議では、バイオマスシンポジウムを開催するなど、バイオマス利活用の啓発活動に取り組んだ。

(4) 関係機関等との連携強化

地域農政の円滑な推進を図るため、マスコミとの懇談会、近畿地域農政懇談会(消費者、生産者、経済界、マスコミ関係者で構成)、管内各府県部長会議、管内各府県生協連協議会等との懇談会を開催し、幅広く意見交換を行った。

また、近畿に所在する様々な国の出先機関が共通の目標(ビジョン)の実現に向けて連携し、時代に対応した活力ある近畿を創出することを目的とする近畿広域戦略会議に参加した。

(5) 広報活動

近畿食料・農業・農村情勢報告及び各種統計資料等を公表したほか、ラジオ番組「近畿農政局だより」の放送、ホームページやメールマガジン「近畿アグリレーター」などのインターネットを通じた情報発信、広報誌「アグリート」の発行など、近畿地域の農業・農政を巡る様々な情報を行政機関、農業関係者はもとより

一般消費者にも広く提供した。

「消費者の部屋」においては、時期折々の話題をテーマとした局内展示を年13回実施した(そのうち3回は特別展示)。また、大阪市の近畿中国森林管理局展示ギャラリーでの局外展示を4回実施するとともに、各種イベント会場に移動消費者の部屋を設置し、消費者相談の窓口を設けた。さらに、京都大阪森林管理事務所との共催による「夏休み親子木工教室」を開催した。

6 中国四国農政局

(1) 地域及び農家経済の概要

ア 地域経済

平成15年の中国四国地域の経済動向を主要指標で見ると、消費者物価は前年に比べ、中国で0.2%、四国で0.2%、ともにやや下落し、家計消費支出(全世帯)は、中国が0.7%、四国は4.6%、ともに下落した。大型小売店販売額は、中国が3.4%、四国が1.7%ともに下落した。

企業倒産件数は前年に比べ、中国は20.4%、四国は22.4%と大きく減少した。

建設活動をみると、新設住宅着工戸数は、15年は前年に比べ、中国が2.3%、四国が0.3%それぞれ減少した。また、公共工事請負金額は中国が13.8%、四国が14.1%それぞれ減少した。

一方、生産活動を鉱工業生産指数でみると、中国は3.1%、四国は2.3%とそれぞれ増加した。

全産業における景況判断をBSI(ビジネス・サーベイ・インデックス)でみると、中国、四国ともに、第2四半期で「下降」超幅がやや拡大したものの、残りの四半期は縮小した。

また、有効求人倍率(季節調整済)は中国0.12ポイント、四国0.05ポイントそれぞれ上昇するなど、持ち直しの兆しが見られた。

このようなことから、平成15年の中国、四国の経済は、全体としては依然として厳しい状況の中、一部に持ち直しの動きが見られた。

イ 農家経済

平成15年の農業経営(販売農家1戸当たり平均)の動向をみると、農業所得は果樹及び畜産収入等は減少したものの、稲作及び野菜収入等が増加したため、前年並みとなった。

また、農外所得は、主に給料・俸給収入が減少したため、前年に比べ2.1%減少した。

一方、年金・被贈等の収入は、被贈収入等が減少したため、前年に比べ0.8%減少した。

この結果、農家総所得は前年に比べ1.4%減少し

た。

(2) 農業生産動向

ア 水稻

平成15年産水稻は、前年に比べ作付面積は1.4%減少し17万9千ha、収穫量は8.6%減少し85万2,500tであった。作柄は作況指数94で10a当たり収量は476kgであった。

イ 麦

平成15年産麦は、前年に比べ作付面積は4.3%増加し9,970ha、収穫量は8.3%増加し3万5,200tであった。作柄は、小麦は作況指数101、二条大麦が79、裸麦が94で、10a当たり収量は、それぞれ358kg、357kg、349kgであった。

ウ 野菜

平成15年産指定野菜14品目の作付面積は2万8,800haで、前年に比べ2.4%減少した。これは、だいこん、キャベツ、たまねぎ等が生産者の労働力不足や他作物への転換等により減少したためである。

収穫量は83万7,500t、出荷量は60万5,600tで、前年に比べ4.2%、4.4%それぞれ減少した。これは、作付面積の減少に加え、きゅうり、なす、ピーマン等の作柄が夏季の低温・日照不足の影響により悪かったためである。

エ 果樹

平成15年産みかんの結果樹面積は1万5,500ha、収穫量は32万4,600tで、13年産に比べ4.7%、9.8%それぞれ減少した。

日本なしの結果樹面積は2,660ha、収穫量は5万4,200tで、前年産に比べ5.3%、12.4%それぞれ減少した。

ぶどうの結果樹面積は2,580ha、収穫量は2万8,900tで、前年産に比べ1.5%、5.6%それぞれ減少した。

オ 花き

平成15年産の花きの作付（収穫）面積は、切り花類が2,190haで前年に比べ2.7%、球根類が29haで前年に比べ17.2%、鉢ものの類が129haで前年に比べ1.5%それぞれ減少したものの、花壇用苗ものの類は237haで前年並みであった。

カ 畜産

平成16年2月現在の乳用牛は、前年に比べ飼養戸数は5.2%減少し2,380戸、飼養頭数は2.3%減少し9万6,600頭であった。1戸当たり飼養頭数は前年の39.4頭から40.6頭に増加した。

肉用牛は、前年に比べ飼養戸数は7%減少し7,420戸、飼養頭数は1.8%減少し21万9,100頭であった。

1戸当たりの飼養頭数は前年の28.0頭から29.5頭に増加した。

(3) 主要な農政課題等をめぐる動き

ア 食料・農業・農村への理解を深めるための取組

国民に信頼される行政を推進するため、行政機関、農業等関連団体、生産者、消費者、NPOなどと幅広くコミュニケーションを図り、地域の農政に対するニーズを的確に把握するよう、農政局幹部が地域に出向く「トンボ座談会」、農林水産大臣を招いて「農林水産省タウンミーティング」等、あらゆる機会をとらえて、意見交換を行った。

平成15年度に9回開催したトンボ座談会においては、食の安全・安心、担い手対策、食料自給率等について意見交換を行った。

平成16年2月7日には、農林水産大臣を囲み『消費者と生産者との「顔の見える関係」を通じた元気な産地づくり』をテーマに、農林水産省タウンミーティングを開催した。

イ 食育の推進

近年、わたしたちの食生活は、肉類や脂肪分の多い食事を摂るようになり、穀類や野菜が不足し、食事の栄養バランスが崩れている。食事を抜いたり、不規則に摂る人も増えている。また、食べ残しや食品の廃棄の増加や、食の安全・安心に関する問題など、様々な問題も生じている。

こうした問題に対して、消費者が食生活改善や食の安全・安心に対する理解を深めるためには、国民一人一人が自らの食について考え、実践する習慣を身につけることが重要である。

このため、農業や食文化に理解を深めることを目的として、小学生とその保護者を対象に、約1年に渡り各種講座を開催する「こども農業大学」を16年1月に開校し、16年度にかけて5回の講座を予定しており、15年度は2回行なった。

また、学校給食を通じた食育の推進のため、平成16年2月19日には、「学校給食と食育を考えるシンポジウム」を国民会議との共催により開催し、「学校給食を活用した食育の推進に向けて」をテーマとして、基調講演や、学校給食を通じての食育の取組を実践している事例報告とパネルディスカッションを行った。

県段階においては、地方農政事務所が学校栄養士や調理職員等学校関係者と学校給食を通じた食育のあり方等について意見交換を行った。

出張講座については、「トンボ博士と一緒に学ぼう講座」と題し、地方農政事務所、統計・情報センタ

一、国営事業所等関係機関が連携し、中学校や高校も含めて、992講座（9 県215市町村、295小学校、8 中学校、9 高校、3 大学、22幼稚園・保育所、消費者等176）を行った。

さらに、農政局、農政事務所が主催しテーマを定め、一般消費者を対象として行なう市民講座を、13 回開催した。

ウ 食品表示の適正化への取組

食品表示は消費者が食品を選択するうえで重要な情報源であるが、平成14年初頭から全国的に食品の偽装表示が多発し、管内においても牛肉の原産地表示の偽装など違反事件が複数発生するなど、消費者の食品表示に対する不信感が高まった。

このような事態に対応するため、平成15年7月、食の安全・安心の確保のため消費・安全局が設置され、農政局においても本局内に消費・安全部を、各県に農政事務所を設置し、それぞれ表示・規格課及び地域課を中心に、管内で以下のとおり食品表示の適正化の推進に取り組んだ。

平成14年2月に設置された「食品表示110番」窓口（独立行政法人農林水産消費技術センターを含む管内11ヵ所）への違反疑義情報の通報や、県又はJAS協会の委嘱にかかる「食品表示ウォッチャー」からの情報提供を受けて、表示違反の疑いがある店舗等に対する立入検査等を実施し、表示違反への厳正な対処を行った。

また、店舗等への「モニタリング調査」を実施することで、生鮮食品表示一般に対する監視を強化（約3,200店舗）し、特定の品目について科学的分析手法も用いて表示の真正性を確認する「特別調査」として、うなぎ加工品（約300店舗）、新米（約450店舗）、乾しいたけ（約300店舗）、和牛（約360店舗）の4品目の調査を実施するとともに有機農産物の生産者が「有機農産物生産行程管理者の認定基準」に適合していることを確認する「有機農産物生産行程管理者調査」（52農家）を実施した。

あわせて、国民各層に対する普及啓発活動を行うため、広く一般を対象とした食品表示地域フォーラムや地域行事等の機会をとらえてのパネル展示、品質表示を行う側である食品関係事業者に対するセミナー・相談会、消費者等に対する講習会・懇談会など、あらゆる機会をとらえて、様々な形で普及啓発に努めた。

エ 担い手の育成の推進

高齢化、過疎化が進展する中で、担い手不足を背景として、集落の合意に基づいて農業生産を行う集

落営農の取り組みが、農業生産条件の不利な中山間地域を中心に行われており、管内に約2,900組織が存在する。

法人化して農業経営基盤強化促進法の特定農業法人となっている組織も多く、平成16年3月末現在で112法人（全国210法人）が市町村の認定を受け、その数は全国の53%を占めており、これら特定農業法人は、効率的かつ安定的な経営体として、地域において重要な役割を果たしている。

農政局では、集落営農の発展に向けた啓発を行う観点から、「中国四国集落営農・特定農業法人サミット」を広島市で開催し、また、集落営農の推進に向けた手引書等を作成し育成現場での活用を図るなど、集落営農の推進に取り組んでいる。

認定農業者数は、15,631経営体（16年3月末現在）となっており、毎年着実に増加している。

新規就農者数は、ここ数年増加傾向にあり、平成15年度は416名になった。このうちUターン就農者が208名でもっとも多く、次いで新規学卒者の113名、新規参入者の95名となっている。こうした中、新規就農者を確保していくため、国、県、市町村等において、農家等での研修、就農相談窓口の設置等の体制整備や資金融資等の支援を行っている。

オ 新たな米対策・土地利用型農業の推進

米政策改革大綱に示された理念を浸透するため、地方農政事務所等に配備した「米政策改革アドバイザー」が中心となって、7月以降、管内の各市町村等を対象とした情報提供・意見交換活動を順次、実施した。

また、農協や市町村等の関係者を参集して、米の需要状況や管内の米の評価状況等について検討する米政策改革推進検討会を開催するなど、地域での売れる米づくりや水田農業構造改革の実現に資する各種支援活動を行った。

これらの取組等の結果、水田が非常に少ない等の事情のある一部地域を除き、ほぼ全ての市町村等において地域水田農業ビジョンの策定に向けた体制整備や検討が進められた。

(4) 関係機関との連携強化

中国四国農政局では、農政の推進に当たっては関係機関との連携が不可欠であるとの認識のもと、各種会議等を開催し、広く意見交換を行った。

平成15年度に2回開催した管内各県主管部長会議においては、新たな米政策改革の推進、食品表示における県との連携、食料・農業・農村基本計画の見直し等について意見交換を行った。

15年6月2日に開催した四国経済連合会との懇談会においては、農業・農村の振興と四国地域の活性化をテーマに、幅広く議論を行った。

また、15年度に2回開催した記者懇談会においては、農政局記者クラブと、食の安全・安心の確保、米政策改革の推進状況、鳥獣害対策等について意見交換を行った。

(5) 広 報 活 動

広く一般市民に中国四国地域の食料・農業・農村に対する理解を深めてもらうために、多様な広報活動を行った。

ア インターネットの活用

ホームページ「中国四国農政局あぐりページ」(平成9年7月開設)へのアクセスは年々増加しており、15年度のアクセス件数は約20万9千件であった。

メールマガジン「中国四国農政局あぐりレター」(平成13年5月創刊)の読者数は年々増加しており、15年度3月の読者数は約2千5百人であった。

イ 広報誌

ふだん農業に触れる機会の少ない都市部の消費者等を主な対象として、都市と農山漁村の共生・対流及び地産地消を理解してもらうため「あぐねっと中国四国」(第9号、2万部)を発行するとともに、行政機関、関係団体等を主な対象として、農業・農村の動向、各種施策等の情報提供を行う「ライブ農業中国四国」(季刊、各号4千部)を発行した。

ウ ラジオ放送

一般消費者を対象に、1月の「食を考える月間」にあわせ、農政局の施策をわかりやすく紹介するため、10分間の番組を6本制作し、管内の民間放送局8社を通じて毎週1回、2ヶ月にわたり放送した。

エ 報道機関への情報提供

中国四国農政局記者クラブ加盟18社に対し、記者レクなどにより情報提供を行った。また、記者クラブ以外の管内報道機関には、各県の統計情報センターを通じて情報提供を行った。

7 九 州 農 政 局

(1) 地域及び農家経済の概要

ア 地域経済

平成15年度の九州経済は、年度当初は横ばいで推移したが、輸出のけん引もあり、生産活動や設備投資を中心に持ち直しに転じ、年度末にかけては持ち直しの動きに広がりが見られた。

個人消費は低調ながら一進一退の動きがみられるようになったほか、雇用は厳しい状況が続いている

ものの年度後半にかけて求人倍率等に明るい動きがみられた。

具体的には、15年度の鉱工業生産指数は前年比5.9% (以下「同比」という) と若干増加し、有効求人倍率は0.53倍と緩やかながら改善傾向にある。また、大型小売店売上販売額は厳しい雇用・所得環境に加え社会保障への先行き不安が押し下げ要因となって低調なうえ、天候要因により衣料品の動きが鈍いこと等により同比1.0%減少した。

一方、食料品関係の動向として、食料品・たばこ工業の鉱工業生産指数は同比8.0%増となった。

イ 農家経済

平成15年の農家経済(販売農家1戸当たり平均)の動向をみると、農業所得は前年比3.8%増の116万円となった。

これは、麦・豆類では天候不順による作柄不良、果樹では生産量と価格の低下により収入が減少したが、稲作及び野菜では価格の上昇がみられ、また、畜産部門では鶏卵、ブロイラーで価格低下がみられたものの、肉用牛価格が上昇したこと等から農業所得も増加となったものである。

また、農外所得は2.9%減の316万円となり、年金・被贈等の収入も5.1%減の214万円となったことから、農家総所得は2.5%減の646万円となった。

(2) 農業生産の動向

ア 水稻

水稻の15年産の作付面積は、前年に比べ2,800ha減少し19万6,800ha(前年比98.6%)となった。作柄は、10a当たり収量480kg、作況指数96となった。水稻うるちの収穫量を品種別にみると、ヒノヒカリが全体の61%を占めている。

イ 麦、大豆

麦の15年産の作付面積(3麦計)は、5万5千ha(前年比102.8%)となった。作況指数は、小麦が88、二条大麦が73となった。

これは、1月から3月の降雨等による穂数の減少や、4月中旬から5月中旬の降雨・日照不足等により登熟が不良となったことによる。

大豆の作付面積は2万5,900ha(前年比98.5%)となった。これは、は種期の天候不良により作付困難地が多く発生したことから減少した。

ウ 畜産

肉用牛の飼養戸数(16年2月現在)は4万1,600戸(前年比96.3%)、飼養頭数は101万4千頭(同100.7%)となった。

乳用牛の飼養戸数は3,110戸(同96.6%)、飼養頭

数は15万3,500頭（同99.1%）となった。

豚の飼養戸数は2,540戸（同96.6%）、飼養頭数は301万9千頭（同103.0%）となった。

各畜種とも、飼養戸数は減少しているが、1戸当たり飼養頭数は増加している。

エ 野菜

指定野菜（14品目）の作付面積は、近年減少傾向にあり、15年産は5万1千ha（前年比96.6%）となった。また、収穫量は172万t（同93.0%）、出荷量は146万3千t（同94.0%）となった。

オ 果樹・花き

果樹の15年産の栽培面積は、生産者の高齢化、担い手の減少等から、みかん、ぶどう、日本なし、くり等を中心に減少し4万9,800ha（前年比97.5%）となった。

花きの作付（収穫）面積は、切り花類が3,270ha（同97.9%）、球根類が133ha（同95.7%）、鉢ものの類が327ha（同97.9%）、花壇用苗ものの類が220ha（同103.3%）となった。

カ その他

かんしょの15年産の作付面積は1万6,500ha（前年比98.8%）で、全国の42%を占めている。

いぐさの主産県である熊本県の15年産の作付面積は1,780ha（同103.5%）で、これまでの面積減少に下げ止まりの傾向を示している。

(3) 主要な農政課題等をめぐる動き

ア 食の安全・安心の取組み

新しい食品安全行政に取り組むための指針として農林水産省が策定した「食の安全・安心のための政策大綱」に基づき、九州農政局として次のような取組みを行った。

リスクコミュニケーションの一環として食品安全委員会、厚生労働省及び農林水産省の3機関合同による「食の安全・安心に関するシンポジウム」を15年10月に熊本市で、「食の安全に関する意見交換会」を15年12月に福岡市で開催した。

さらに、消費者等への食の安全・安心に関する情報提供及び行政の取組状況等について説明するとともに、食品安全行政に対する意見・要望等を聴取し、今後の施策に反映していくことを目的として、長崎、熊本、大分、鹿児島県において、食品表示、残留農薬、BSE、高病原性鳥インフルエンザ等をテーマにして意見交換会等を実施した。

また、食品トレーサビリティシステムの普及・推進を図るため、「食品トレーサビリティセミナー」を15年9月に熊本市で開催した。

牛肉の安全性に対する信頼の確保やBSEのまん延防止措置を的確に行うための、牛の出生からと殺・解体処理後の牛肉について、個体識別番号の表示・記録の義務を課す「牛トレサ法」が15年6月に施行された。

九州農政局では牛トレサ法が円滑・適切に実施されるよう、九州各県及び生産者団体等に対し制度の説明会を開催し、周知・徹底を図った。

これにより、米国等のBSEの発生や国内におけるBSEの発生（6例目～11例目）に際しても、牛のBSE全頭検査等の安全確保対策が消費者に理解され、大きな混乱は生じなかった。

無登録農薬の販売・使用により生産された農産物の流通によって、大きく揺らいだ消費者の「食」に対する信頼を取り戻すため、管内の農産物生産者が農薬を適正に使用するよう、関係者への指導の徹底を図ってきた。

食品の品質表示に対する対応としては、食品の不正表示事件が各地で発生し、「食」の安全・安心について国民の関心と不安・不信が高まり、これらの問題に対処するため農林水産省はJAS法に基づく食品表示にかかる取組みを強化している。九州農政局では、生鮮食品を中心に日常的に小売店を巡回調査し監視・指導等を行うとともに、社会的ニーズを踏まえて選定した品目（うなぎ加工品、米穀、干しいたけ、和牛）等を対象に「特別調査」を実施した。

これらの調査結果、不適正な表示が確認された場合には、その場での指導のほか、後日文書での指導を行い、また、不適正な表示が長期化している事例等については、JAS法に基づく指示・公表等の措置を行っている。

イ 高病原性鳥インフルエンザの発生と対応

16年2月17日、大分県玖珠郡九重町の愛玩用チャボが高病原性鳥インフルエンザと確認され、農林水産省と大分県は家畜伝染病予防法及び鳥インフルエンザ防疫マニュアルに沿って本病の発生場所の消毒、鶏卵・鶏肉・生きた家さん等の移動制限、幹線道路等における車輛の消毒（熊本県も実施）、疫学調査の実施など必要なまん延防止措置を講じた。

九州農政局では、発生日、「九州農政局高病原性鳥インフルエンザ対策本部」を設置し、①関連情報の収集、②消費者団体等への正確な情報の提供（2月18日～4月9日までに、延べ10,513団体）、③風評被害を防止するための関係団体等への協力要請、④店舗における鶏卵・鶏肉等の不適切な掲示状況調査及び価格調査の継続等（2月18日～4月9日までに、

5,870店舗を調査、うち不適切な掲示199店舗はすべて撤去）を実施した。

また、一般消費者への正確な情報の提供等を行うため、九州農政局のホームページに「鳥インフルエンザコーナー」の開設、メールマガジン「鳥インフルエンザ関係特集号」の臨時発刊及びラジオ番組「農政局だより」で鶏卵・鶏肉の安全性のPRを実施した。

ウ 食育の推進

九州農政局では、農業に対する理解の促進、食生活指針の普及・定着等を図るために、小中学校の生徒を対象に出前講座や消費者等を対象としたセミナー等の取組みを行ってきた。

また、様々な分野の関係者と連携しつつ、「食育」を効果的に推進するため消費者、生産者、食品産業関係、栄養士、医療関係及び行政関係者等で構成する「九州地域食育推進協議会」を設置し、15年10月と16年3月の2回開催し、九州地域の特性を踏まえた食育推進の在り方や具体的な方策について検討を進めてきた。

さらに、1月の「食を考える月間」においては、九州農政局に消費者や小学生等を招き、食料、農業、農村について正しく理解し、食の安全・安心について考えてもらうイベントを実施してきた。

「食育」を推進するにあたっては、栄養士、食生活改善推進員、教職員及び生産者等地域での連携を図った上で、組織的、体系的に取り組みながら、推進体制を整備し、適切な情報交換、情報の共有が図られるように推進していくこととしている。

エ 米政策改革の推進

九州農政局では、米政策改革を円滑に推進するため、15年度には農業者・農業者団体等の関係者に対する改革の趣旨・内容の周知と自主的な取組みの促進、地域の売れる米づくり戦略や地域水田農業ビジョンの策定に向けて、意見交換会の開催、関係情報の提供等により地域の取組みへの支援を行った。

この結果、16年3月末時点で、ビジョン策定予定の473市町村すべてで地域関係者の協議により、ビジョンの成案が作成された。

しかし、内容や関係者の認識の共有化・合意形成が十分でないところもみられることから、それぞれの地域がより良い水田農業を展開していくために、ビジョン実現に向けた取組みの進捗状況を踏まえた点検・見直しが必要である。仮にこの取組みを各地域でしっかりと行わなければ、ビジョンが「絵に描いた餅」となる恐れがある。

このため、米政策改革の趣旨の徹底、地域水田農業ビジョンの実現、農業者等による自主的・主体的な取組等の支援、関係者からの相談等への的確な対応及び各県に出向いて、ビジョンの実現への取組みの推進・実現状況の検証、優良取組事例の紹介等を目的とした、現地アドバイザー活動の実施等について、今後、積極的に取り組むこととしている。

オ 九州地域バイオマス・ニッポン総合戦略の推進

九州は、我が国農業総産出額の約2割を占める食料供給基地であり、温暖な気候や多様な地勢を活かした特色ある農業が展開されるとともに、畜産業や食品産業のウエイトも高いことから、バイオマスの利活用についても大きな可能性を秘めている。

このような背景のもとで、「バイオマス・ニッポン総合戦略」が閣議決定されたところであるが、九州地域では、九州農政局と九州経済産業局が共同事務局となって、15年12月16日に、国・県・民間から構成される「九州地域バイオマス関係機関連絡会議」を設立するとともに、地域でバイオマスを活用している優良事例（霧島高原ビール㈱、岩手銀河系環境ネットワーク、福岡県椎田町）やドイツにおける取組みを紹介するとともに、パネルディスカッションを行う等の「バイオマス利活用推進」のシンポジウムを開催した。

一方、各県に対しては、「バイオマス利活用マスタープラン」を16年度末を目途として作成するよう指導してきた。

さらに、九州農政局内の「九州農政局バイオマス・ニッポン総合戦略推進委員会・作業班会議」を通じて、情報の共有化を行うとともに、各種会議を通じて「バイオマス・ニッポン総合戦略の推進」の普及・啓発に努めている。

カ 都市と農山漁村の共生・対流

「都市と農山漁村の共生・対流」の地方展開を図るために、長崎県とオーライ！ニッポン会議（都市と農山漁村の共生・対流推進会議）との共催により、15年11月21日に長崎市内のホテルにおいて、行政及び各種団体等より約450名の参加を得て「オーライ！ニッポン」シンポジウムを開催した。

シンポジウムは、前衆議院議員の虎島和夫氏から「農山漁村を舞台とした新しいライフスタイルの創造」をテーマとした特別講演とオーライ！ニッポン会議副代表の川勝平太氏から「アーバン化からルーラル化へ」をテーマとした基調講演が行われた。また、これとあわせて、九州大学大学院の甲斐論教授をコーディネーターに「地域再生に向けた都市と農

山漁村の共生・対流」をテーマとして、パネルディスカッションを行い農山漁村を舞台とした新たなライフスタイルを普及・啓発するための熱心な議論や提案がなされた。

また、大分県安心院町において、第3回九州グリーン・ツーリズムシンポジウム「なりわいとしてのツーリズム」を15年11月17日～18日にかけて開催した。参加者のグリーン・ツーリズム実践者の比率は年々高くなり、約300名の参加者のうち約半数が実践者であった。

まず、大分大学教育福祉科学部の軸丸勇士教授より「グリーン・ツーリズムによるまちづくり」に関する基調講演が行われ、九州各地における先進的な取り組み事例について発表が行われた。

パネルディスカッションでは、安心院町の農村民泊実践者も討論に参加し、「生業としてのグリーン・ツーリズムを発展させるためにはバカンス法（長期休暇法）の制定が不可欠」等積極的な発言があり、真剣な議論が展開された。

(4) 関係機関との連携強化

地域農政の円滑な推進を図るため、地域農政懇談会（一日農政局）、管内各県主管部長会議、管内各県主管課長会議、管内マスコミとの意見交換会を開催し管内農業情勢の現状と課題等について広く意見交換を行った。

食品表示に関しては、JAS法のほか、「食品衛生法」等関連する法律があり、またその監視・指導も農政局のほか様々な機関が関与するため、これら関係機関の連携が必要である。

このため、厚生労働省九州厚生局、公正取引委員会事務総局九州事務所、(独)農林水産消費技術センター門司センター及び九州農政局による「九州地域食品表示四機関連絡会議」を15年8月に設置し、情報交換等を行っている。

15年10月に熊本市内において(社)日本農林規格協会及び上記の関係機関の共催で、「食品表示九州地域フォーラム」を実施した。本フォーラムには、食品安全委員会委員であるお茶の水女子大学の本間清一生活科学部長を基調講演に招き、流通業者、製造業者、生産者団体、消費者団体、行政関係者等約250名が参加した。

また、JAS法に基づく食品品質表示について、消費者に対する情報提供や生産者、事業者に対する指導・監視を的確に実施するため、関係機関の連携の場として、県、(独)農林水産消費技術センター門司センター及び地方農政事務所をメンバーとする九州ブロック食品品質表示関係機関連絡会議を15年7月に設置した。

(5) 広報活動

九州農政局では、管内の食料・農業・農村の動向、農業行政に関する普及浸透を図るため「九州食料・農業・農村情勢報告」や当局や各県に所在する統計・情報センターのホームページ、広報誌「アグリ」、プレスリリース、地域農政懇談会などあらゆる機会や媒体を通じて、食料・農業・農村に関する迅速、正確かつわかりやすい情報の提供に努めている。さらに、インターネットを活用した情報提供の一環として、九州各地で農業及び地域の振興・活性化に取り組んでいる人を対象にE-mail情報「アグリ・インフォ九州」（いわゆるメールマガジン）の配信を行っており（毎月月上旬に発行）、16年3月現在の登録会員数は2,352人となっている。

また、15年1月より毎年1月を「食を考える月間」とし、これを受けて、ラジオ放送「食を考える月間」を民間放送6局を通じて7回放送した。本年の放送はBSE（牛海綿状脳症）の発生や鳥インフルエンザの発生があり、食肉の偽装表示や風評被害を防止するための意識・啓発向上に繋げることができた。

消費者との対話・交流を図る場として、「九州農政局消費者の部屋」を設置し、庁内展示、ビデオ放映等を行い、また各種イベント等においては、「移動消費者の部屋」を開設し、庁外特別展示や消費者相談コーナーを設け、消費者に対する農林水産行政一般、食料、食生活についての消費者相談及び情報提供、啓発を行っている。

表 5 平成15年度主要事業の実績整理表

(単位：百万円)

事 業 名	東 北	関 東	北 陸	東 海	近 畿	中国四国	九 州
卸売市場施設整備	664	305	2,673	1,640	1,444	2,983	528
(1) 卸売市場施設整備	664	305	2,673	1,640	1,444	2,983	528
農業生産振興事業	9,244	5,906	3,592	929	4,762	2,554	4,546
(1) 生産振興総合対策事業	8,055	4,931	3,271	916	4,073	1,550	4,207
ア 農業生産総合対策条件整備事業	5,820	3,914	2,588	661	610	766	2,495
イ 農業生産総合対策推進事業	142	247	167	87	138	260	215
ウ 畜産振興総合対策事業	989	45	441	12		179	148
エ 畜産振興総合対策推進事業	101	35	15	8	18	31	67
オ 耕畜連携・資源循環総合対策事業	870	21	60	148	92	283	959
カ 耕畜連携・資源循環総合対策推進事業	46	16			0	31	
キ 食品リサイクル推進モデル整備事業	87	653			3,215	0	323
(2) 農業生産資材総合対策事業	335	35	21	13	55	42	22
(3) 植物防疫対策	854	940	300		634	962	319
牛肉等関税財源畜産振興事業	2,442	3,650	3,623	587	1,181	1,073	2,883
(1) 牛肉等関税財源生産振興総合対策事業	2,442	3,650	3,623	587	1,181	1,073	2,883
ア 畜産振興総合対策事業	946	444	3,261	146	591	183	1,166
イ 畜産振興総合対策推進事業	823	613	134	181	267	638	496
ウ 耕畜連携・資源循環総合対策事業	576	2,585	227	256	318	247	1,220
エ 耕畜連携・資源循環総合対策推進事業	97	8	1	4	5	5	1
農業経営対策	14,239	7,153	7,633	7,829	11,275	12,838	6,113
(1) 農業経営対策事業	4,937	4,329	3,133	4,047	5,456	4,007	4,209
ア 経営構造対策事業	4,937	4,329	3,133	4,047	5,456	4,007	4,209
ア(ア) 経営構造対策事業	4,512	3,977	2,966	3,486	5,162	3,795	4,054
イ(イ) 地域農業構造改革モデル事業	240	14	138	10	30	91	86
ウ(ウ) 農業研修教育施設整備事業	185	102		367		109	29
エ(エ) 高度情報化拠点施設整備事業	0	236	29		264	12	40
(2) 農業委員会事業推進	9,302	2,824	4,500	3,782	5,819	8,831	1,904
農地保有合理化促進対策	1,334	382	697	211	248	218	374
(1) 農地保有合理化促進対策事業	1,334	382	697	211	248	218	374
農村振興対策事業	15,581	11,293	8,761	8,727	9,481	23,066	9,000
(1) 農村振興対策事業	5,334	7,000	3,458	5,067	3,925	11,057	611
ア 基盤整備促進事業	4,434	6,009	2,897	1,355	2,413	10,568	26
イ 離島・へき地電気導入事業	0					0	
ウ 遊休農地解消総合対策事業	0	11			1	11	9
エ 農村振興支援総合対策事業(情報基盤整備事業)	0		128	1,874	365	200	
オ 都市農業支援総合対策事業	37	35	236		80		
カ 地域農業構造対策事業	863	914	197	919	1,066	278	576
カ(ア) アグリ・チャレンジャー支援事業	863	146	197	749	1,030	278	576
イ(イ) 販路開拓緊急対策事業	0	768		170	36	0	
(2) 農村振興対策推進事業	1,341	399	1,591	158	152	793	198
ア 遊休農地解消総合対策事業	5	4	0	3	7	6	3
イ 農村振興支援総合対策事業(農村振興地理情報システム整備事業)	333		43	69		74	169
ウ 農村振興支援総合対策事業(農村振興支援事業)	0		36	2		50	4
エ 経営体育成促進事業	945	326	1,279	84	100	525	
オ 畑利用高度化促進事業	19	5	34		3	4	
カ 農村振興基本計画作成事業	39	64	199		42	134	22
(3) 中山間地域等振興対策事業	127	0	597	470	363	352	615
ア 里地棚田保全整備事業	127			404	363	352	615
イ 山村地域環境保全機能向上実験モデル事業	0			66	0	0	

(単位：百万円)

事業名	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国四国	九州
(4) 中山間地域等振興対策推進事業	4,272	3,894	1,622	1,620	3,797	7,045	4,210
ア 就業機会確保促進事業	30	5	17	0	1	30	1
イ 特定農山村総合支援事業	88	46	40	37	16	103	24
ウ 中山間地域等直接支払推進事業	182	110	73	42	80	143	103
エ 中山間地域等直接支払交付金	3,972	3,733	1,492	1,541	3,700	6,769	4,082
(5) 山村振興等対策推進事業	10	42	0	26	7	5	0
ア 個性ある山村地域の再構築実験事業	10	42		26	7	5	
(6) 山村振興等対策事業	4,497	5,746	1,493	1,386	1,237	3,814	1,867
ア 新山村振興等農林漁業特別対策事業	4,497	5,746	1,493	1,386	1,237	3,814	1,867
(7) 活動火山周辺地域防災営農対策事業	0	0				0	1,499
ア 活動火山周辺地域防災営農対策事業	0					0	1,499
海岸事業	1,395		533	988	7	2,363	1,883
(1) 海岸保全施設整備事業	983		227	775	7	1,917	1,817
(2) 海岸環境整備事業	412		107	213		446	63
(3) 公有地造成護岸等整備事業	0		199				3
農業生産基盤整備事業	80,261	54,928	47,370	12,406	9,186	128,421	28,696
(1) かんがい排水事業	12,833	12,417	13,350	3,201	2,448	7,188	4,113
(2) 経営体基盤整備事業	61,866	24,298	32,203	6,666	5,053	17,943	11,083
(3) 諸土地改良事業	301	445	768	397	732	96,656	1,002
(4) 畑地帯総合農地整備事業	5,261	17,549	1,049	2,142	953	6,634	12,498
農村整備事業	75,476	73,863	55,724	36,389	18,273	76,276	43,357
(1) 農道整備事業	16,517	13,167	11,435	7,928	3,058	19,019	14,304
(2) 農業集落排水事業	36,795	37,173	23,699	16,372	5,367	31,938	10,282
(3) 農村総合整備事業	10,485	4,430	3,250	2,064	1,271	5,562	3,298
(4) 農村振興整備事業	3,920	4,620	6,013	3,776	2,870	5,701	3,310
(5) 中山間総合整備事業	7,759	14,473	11,327	6,249	5,707	14,056	12,163
農地等保全管理事業	9,817	14,554	23,241	13,669	12,190	20,737	13,960
(1) 直轄地すべり対策事業	0	779	1,390		5,042	2,017	
(2) 農地防災事業	7,253	8,092	10,687	8,687	1,073	12,419	7,443
(3) 農地保全事業	1,049	1,760	2,806	173	4,410	3,692	4,779
(4) 農村環境保全対策事業	111	1,457	4,605	4,647	709	1,054	947
(5) 土地改良施設管理事業	1,404	2,466	3,753	162	956	1,555	791
農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業	7,612	4,357	3,704	2,524	1,438	8,019	7,536
(1) 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業	7,612	4,357	3,704	2,524	1,438	8,019	7,536
農業施設災害復旧事業	6,379	1,125	1,446	453	2,454	3,533	8,013
(1) 農業用施設災害復旧事業	5,348	212	1,164	333	1,306	2,579	4,586
(2) 農地災害復旧事業	870	913	282	107	1,148	871	3,427
(3) 海岸保全施設等災害復旧事業	161			13		83	
農業施設災害関連事業	176				0	44	
(1) 農業用施設等災害関連事業	176				0	44	
土地改良事業	43,071	25,807	30,690	13,641	18,095	32,617	54,431
(1) 国営かんがい排水事業	37,296	20,117	25,361	8,715	7,425	13,293	43,429
(2) 国営総合農地防災事業	2,477	4,685	5,248	4,926	6,662	15,571	3,421
(3) 国営造成施設管理事業	178	1,005	81	136	1,379	0	
(4) 国営農用地再編開発事業	3,120				2,629	3,753	7,581

表 6 農林漁業金融

(単位：百万円)

資金の種類	東 北	関 東	北 陸	東 海	近 畿	中国四国	九 州
1 農林公庫資金	25,849	59,449	15,383	18,006	10,025	28,280	31,345
(1) 農業経営基盤強化資金	7,664	14,167	1,641	2,562	1,932	4,750	9,681
(2) 経営体育成強化資金	1,902	3,051	672	187	968	2,393	1,302
(3) 農業基盤整備資金	3,724	4,817	3,078	838	191	5,744	2,835
(4) 担い手育成農地集積資金	3,921	1,895	2,392	257		1,136	1,223
(5) 畜産経営環境調和推進資金	156	467	0	154		271	1,346
(6) 農業経営維持安定資金	2,500	4,374	532	920	802	1,281	4,747
(7) 中山間地域活性化資金	354	760	189	1,145		0	1,278
(8) その他	5,628	29,976	6,879	11,944	6,132	12,705	8,933
2 農業近代化資金	4,453	12,017	2,001	3,367	3,695	3,971	19,827
(1) 個人施設 (うち小土地改良資金)	2,502 0	9,036 3	811 0	3,055 1	1,140 19	3,115 4	13,024 14
(2) 共同利用施設 (うち農村環境整備資金)	1,951 695	2,868 0	1,190 352	312 14	1,739	856 62	6,803 205
(3) 特認資金 (個人施設、共同利用施設の内数とする)	0 0	113	0	2	816	0	59
3 農業経営改善促進資金	1,678	721	816	2,360	134	624	
4 天災資金	2,589	0	0			0	1
(1) 経営資金	2,589					0	1
(2) 事業資金	0					0	
5 農業改良資金	256	492		667		354	
(1) 生産方式改善資金							
(2) 経営規模拡大資金							
(3) 農家生活改善資金							
(4) 青年農業者等育成確保資金							
(5) 特定地域新部門導入資金							
6 就農支援資金	286	133		704	125	283	224